

國學院大學學術情報リポジトリ

ジョレースの「新しい軍隊L' Armée nouvelle」と1913年の3年兵役法（1）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国学院大学法学会 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): ジャン・ジョレース キーワード (En): 作成者: 横山, 謙一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000976

ジョレースの「新しい軍隊 L'Armée nouvelle」と1913年の3年兵役法(1)

横山 謙一

はじめに

1. 「新しい軍隊」と「3年兵役法」の時代背景

1913年の「3年兵役法 loi de trois ans」の制定は第1次世界大戦前夜の一大転換点となった。同年2月18日にフランス共和国大統領にドイツに対して強硬な政策をとるレイモン・ポワンカレ Raymond POINCARÉ が就任し、さらにこの法の制定によって急速にドイツとフランスの軍事的緊張が高まる。すでにドレーフス事件は1906年にドレーフスの無罪が最終的に確定し、すでにそれ以前からドレーフス再審運動派はドイツへの外交政策をめぐって分裂していた。対独強硬派のジョゼフ・レーナック Joseph REYNACH やジョルジュ・クレマンソー Georges CLEMENCEAU は「3年兵役法」の中心的推進役を担い、ジョレースが主導するフランス社会党 SFIO や急進社会党のジョゼフ・カイヨー Joseph CAILLAUX は「3年兵役法」の制定に強く反対した。

1905年3月21日のモーリス・ベルトー法 loi Maurice Berteaux によって3年兵役制度から2年兵役制度に1年間兵役を短縮した際には、ドレーフス再審に協力したルイ・アンドレ Louis ANDRÉ 陸軍大臣が推進役を担い、当時の与党「左翼ブロック」の支持を受けてこの「2年兵役法」は採択され

た。1913年に兵役をもとの3年に戻すことを主張する保守派からの攻撃にさらされたのはこの「2年兵役法」であった。その背景にはバルカン半島での相次ぐ戦争によって、ヨーロッパ全体を巻き込む戦争の危機が深まっていたからである。1911年7月のアガディール事件(第2次モロッコ事件)では外交交渉によって一応ドイツとフランスの戦争は回避されたが、同年9月にイタリアのトリポリタニア侵略によってイタリア-トルコ戦争が開戦し、翌年10月まで続いた。バルカン半島では1908年にボスニア-ヘルツェゴヴィナを併合したオーストリアに対してセルビアが敵対を強めていたばかりではなく、ロシアの後ろ盾を受ける「バルカン同盟」のスラヴ系諸国とオスマン帝国との危機が進み、1912年10月には第1次バルカン戦争が起きた。その後でオスマン帝国に対して勝利を収めた「バルカン同盟」内部にオスマン帝国から獲得した領土をめぐる1913年6月には第2次バルカン戦争が起きる。バルカンでの戦争の結果、ロシアとオーストリアの対立は一気に高まりを見せる。フランスは「3年兵役法」制定を境に第1次世界大戦開戦への途を突き進んでいく。

こうしたバルカン半島での戦争を起点とする国際的危機に対処するためにジョレースをはじめとするはヨーロッパの社会主義者たちは1912年に第2インターナショナル・バーゼル大会で、第1次バルカン戦争による世界戦争の危機を阻止するための反戦運動を組織することを呼びかけた。

フランス国内では軍部や保守派の政治家の間にはドイツ軍のフランス軍に対する数的優位に対抗するために兵役期間を延長しようとする動きが1913年2月のポワンカレの大統領就任以降に強まっていき、その先駆けとして保守系新聞での1905年の2年兵役法に反対するキャンペーンが大規模に開始された。しかしジョレー스는「3年兵役法」が日程に上る6年前の「新しい軍隊」の出版契約をした1907年の時点で、ジョレー스는侵略や征服を行わないひたすらフランスの国民防衛と平和維持することだけを目的とした「新しい軍隊」の制度を創設する法案を議会に提出する構想を抱いたことは確実である。なぜならばこの著書「新しい軍隊」は議会に提案する予定であった18条

からなる法案の長大な趣旨説明から成り立っていたからである。1911年4月に「新しい軍隊」初版が出版されるのに先だって、1910年11月14日にジョレースは議会に法案を提出した。⁽¹⁾ この法案は代議院陸軍委員会 *Commission de l'armée* での議論を経てようやく政府・与党が提出した法案の対案として議事日程 *ordre de jour* に入れられ、1912年11月28日に代議院本会議で審議が開始された。12月9日-10日にはジョレースは自分が提出した法案に示された軍隊制度がフランスにとっていかに意義があるかを主張した雄弁な演説を行う。⁽²⁾ ゆえにこの法案は時系列的に見て「3年兵役法」の法案に対する対案として考えられた法案でなかったことは明らかである。すでに1907年の時点でジョレースが民主的で共和主義的な国民の軍隊の全体的構図を国民に具体的な形で公表することを決意していたのである。

フランス社会党 SFIO 内部ではジョレースの最良の盟友であったエドゥアル・ヴァイアンはスイスの民兵制度に強く共感しており、ゲード派のグループも「全人民武装」の理論をドイツ社会民主党にならって支持し、民兵制度の軍隊に共感していた。しかし「3年兵役法」の法案提出によってフランスの軍隊のあり方について議会の内外で広く議論されるよりもかなり早い時期に、フランスにおける国民の軍隊についての構想を具体的に提起しようとしたのはジョレースを嚆矢とするべきであろう。彼がいかなる理由で国民の軍隊である「新しい軍隊」の構想を発表する強い必要性を抱くに至ったかは

(1) 1910年11月14日の官報には、ジョレースが「軍隊組織についての法案」の上程を行い、陸軍委員会 *Commission de l'armée* に送付された」と記述があるだけで、審議は行われなかった。 *Journal officiel de la République française. Débats parlementaires. Chambre des Députés. le 14 novembre 1910. p. 2773*

(2) ジョレースは陸軍委員会委員1908年に立候補して、1910年に委員に選挙されている。この陸軍委員会が1912年2月15日に上記の法案を「歩兵の幹部と人員総数の設置に関する法案 *projet de loi relatif à la constitution des cadres et des effectifs de l'infanterie*」の対案として代議院本会議で審議することを強く求め、同年12月9日に審議されたがジョレースの対案は否決された。 *Introduction de Madeleine REBÉRIOUX : L'Armée nouvelle*. Paris. Union générale d'éditions. 10/18. 1969, pp. 8-9.

12月9日-10日の代議院での審議については本稿第4章第1節を見よ。

本稿で明らかにしたい。

2. ジョレースの「新しい軍隊」出版の経緯と8回の編集・出版について

ジャン・ジョレースの「フランスの社会主義的再編・新しい軍隊 *L'organisation socialiste de France. L'Armée nouvelle.*」の初版は彼が1907年11月25日に出版契約をしたパリのジュール・ルフ出版社 Publications Jules Rouffe et Cie. から1911年4月に出版された。しかしその前に1910年に「官報 *Journal Officiel*」から「議会版 édition «parlementaire»」が出版されたと言われる。この「議会」版が出版されたのは、「新しい軍隊」の本文が彼が1910年11月14日に代議院に上程した18か条からなる軍隊の改革に関する法案について代議院で行われる趣旨説明の文案であったことに由来する。事実この著書の末尾部分には上程される予定の法案の解説として、本文で長大な解題の文章が付加された18か条のフランスで採用されるべき軍隊制度についての法案が掲げられている。今ではこの「議会」版は殆ど入手不能な幻の初版である。

1911年にジュール・ルフ出版社から出版されたいわゆる初版（「議会」版を数えれば第2版）が刊行された後に、6回にわたって「新しい軍隊」は版を重ねてきた。第1次世界大戦中の1915年に「リュマニテ文庫」からジョレースの親友であり、「古代の思惟 *Mentalité primitive*」の著者として知られる人類学・民俗学の高名な研究者リュシアン・レヴィーブリュール Lucien LÉVY-BRUHL 高等師範学校教授の序文 *préface* と前書き *avertissement* を付けた（「議会版」から数えて）第3版が出版されている。そして第4の版として社会党の代議士であったマックス・ボナフス Max BONNAFOUS が編集した「ジャン・ジョレー著作集 *Œuvres de Jean Jaurès*」の1巻として1932年にリエデル Rieder 出版社から刊行された。

戦後になってマドレーヌ・ルベリウー Madeleine REBÉRIOUX が編集し序文を書いた10/18叢書から縮刷版が1969年に刊行された。1977年にはフランス共産党の出版社エディション・ソシアル Éditions sociales 社からフラン

ス共産党の軍事部門の責任者リュシアン・バイヨ Lucien BAILLOT が序文を書いて戦後 2 回目の版が出版された。これに続いてジャン・ノエル・ジャンヌネー Jean-Noël JEANNENEY が注釈と解説を付し国立印刷所 Imprimerie nationale から 1992 年に出版した版が出され、そして最近のフェイヤール出版社 Édition Fayard からジョレース研究協会 Société des Études Jaurésiennes が編集する「ジャン・ジョレース著作集 *Œuvres de Jean Jaurès*」の第 13 巻として、パリ第 10 大学ナンテール校名誉教授ジャン・ジャック・ベッケル Jean-Jacques BECKER が編集を担当して 2012 年に最新の版が刊行されている。戦前に 4 回と戦後に 4 回、併せて 8 つの版がこれまでに刊行されてきた。最新のフェイヤール版にはジャン・ジャック・ベッケルの序文と共にジェラルド大尉へのジョレース自身の献辞 *la dédicace de Jaurès au capitaine Gérard* と、1915 年版のレヴィーブリュールの序文と前書きが再録されている。

つまり第 2 次世界大戦以前に議会版をふくめてジュール・ルフ出版社版と第 1 次世界大戦中の 1915 年にリュマニテ社から版を重ねた 3 番目の版に加えて、ボナフス編集著作集の 1 巻として出された版と併せて 4 つの版が出版され、第 2 次世界大戦後にルバリウーの 10/18 叢書から出版された縮刷版、共産党の出版社エディション・ソシアルの版、国立印刷所の版とフェイヤール出版社から発行されたジャン・ジョレース著作集の 1 巻として出版された戦後 4 番目の版の合計 8 回も出版されている。8 回にも及ぶ編集と再版を重ねた著作はジョレースの著作として最多である。

もともと叢書「現代フランスの社会主義的歴史 *Histoire socialiste de la France contemporaine*」の中でジョレースが担当したフランス革命史を扱った 4 巻⁽³⁾にマチエとソプールがそれぞれ注を付して編集し 2 回刊行された「フ

(3) この 4 巻とはジュール・ルフ出版社から 1901 年-1908 年刊行された叢書「現代フランスの社会主義的歴史 *Histoire socialiste de la France contemporaine* (全 12 巻)」の第 I 巻「憲法制定議会 (1789 年-1791 年) Tome I : *La Constituante (1789-1791)*」、第 II 巻「立法議会 (1791 年-1792 年) Tome II : *La Législative (1791-1792)*」、第 III 巻「国民公会 I (1792 年) Tome III : *La Convention I (1792)*」、第 IV 巻「国民公会 II (1793 年

ランス革命の社会主義的歴史 *Histoire socialiste de la Révolution française*」は、オリジナルのルフ社から出版された叢書「現代フランスの社会主義的歴史」の版をふくめて3回版を重ねているが、8回版を重ねた「新しい軍隊」はこれを凌いでいる。いかに「新しい軍隊」に対する関心が高かったかをこの数字は物語っている。

注目すべきは、複雑な内容を持つこの著作への評価が非常に多様であることである。それはこの著書の多数の版の編集者が序文でこの著書が時代状況に応じて多様な解釈がなされてきたことを一様に指摘していることからもうかがい知ることが出来る。また序文の著者自身が「新しい軍隊」の価値をどの点に見いだすかも極めて多様であり、評者の立場によって、あるいは評者が身を置いていた時代状況によって極めて大きな幅があるのである。また軍隊自身が時代によって変貌してきたのである。つまり「新しい軍隊」は様々な解釈を可能とする希有広大ではあるが、ある意味では混沌とした思想体系を我々に提示しているのである。まずもって軍隊とはそして軍事の問題は人類にとって一義的には理解不可能な重大かつ多義性を内蔵する問題であることがこの著作の評価を複雑にしており、さらにこの著作が特に第X章で軍隊と軍事問題を越えた資本主義と社会主義の根本的でイデオロギー的な命題を含めて論じていて、法案の趣旨説明をはるかに超えて、ジョレースの思想全体が十分に体系化されない形で書きあらわされていることが一層のことこの著作の評価を困難にしているのである。

ジョレースによって単著として書き下ろされた著書は、この著作の他に哲学博士号学位論文と副論文と叢書「現代フランスの社会主義的歴史」の憲法制定議会からテルミドル9日までのフランス革命史を扱った最初の4巻を編集した「フランス革命の社会主義的歴史」とこの著作には含まれていない

-1794年テルミドル9日) Tome IV : *La Convention II (1793-1794-9 thermidor)*」を再編集した著作である。これに含まれないこの叢書の第XI巻「独仏戦争 (1870年-1871年) *La Guerre franco-allemande (1870-1871)*」の部分は単著としてフラマリオン Flammarion 社から1971年に刊行されている。

第Ⅱ卷「独仏戦争 *La Guerre franco-allemande (1870-1871)*」があるだけである。「新しい軍隊」はおそらくは彼自身が生涯に構想した思想のすべてをまとめ上げた唯一の著作であると言って良い。これらの著書の他に、それにドレーフス事件の渦中で出版した論争の書である「証拠」などの新聞の論説や彼の演説集である「議会演説集。第 1 卷。 *Discours parlementaires. Tome premier*」⁽⁴⁾などをはじめとしてあまたの論文集・演説集や小冊子に編集されて、それらを併せれば膨大な数の著書が彼の生前と死後に出版されてきた。その著作が彼が書いた膨大な新聞記事を含めればあまりに多量であったためにボナフスも全集の刊行を断念したほどであった。

おそらくは彼が遺した多数の著作の中でも「新しい軍隊」は「フランス革命の社会主義的歴史」とともに後世に最も広く読まれ多くの読者を持った。そして「新しい軍隊」は彼の著作の中で最も多くの論争を呼んだ著作である。

この著書の初版が出されると間もなくこの著作の内容を問題にして批判したのはローザ・ルクセンブルクであった。彼女の批判については後で詳しく紹介する。

ジョレースは1907年11月25日にこの「新しい軍隊」と題した著書を出版する契約をジュール・ルフ出版社と結んで、1911年春にこの著書を出版する前の1910年11月14日に18条からなる法案を代議院事務局に提出したことは既に述べた。数頁にわたるこの著書の末尾に掲載した18条のこの法案の前に、数百頁のフランスと外国の軍隊組織についての、そして軍隊の歴史についての膨大な専門的で技術的な説明を法案の趣旨説明を置いた。これが「新しい軍隊」の本文となっている。2年後の代議院で展開される「3年兵役法」をめぐる一大論争の際に、この著書でジョレースがまとめ上げたフランスの新しい軍隊組織についての見解に基づいて彼は論争を展開した。ジョレースが暗殺される前に身命を賭して世界大戦の阻止のために闘った反「3年兵役法」運動において、彼が考えた平和のための軍隊組織についての思想の集大成が

(4) JAURÈS, Jean ; *Discours parlementaires. Tome premier/recueillis et annotés par Edmond Claris. Paris, Éditions Cornély, 1904.*

この著書に集約されているのであった。

想えば平和のための非武装化ではなく平和のための軍隊を提案することは諸刃の剣のような危うさを宿していた。事実第1次世界大戦と戦後に社会党内のルノーデルらの徹底抗戦主義者たち *jusqu'aboutistes* は、ジョレースをドイツの軍国主義と闘った愛国者であったと描き出す根拠としてこの著書は利用した。しかし他方で講和による和平を主張した社会党内中間派すなわち1920年のストラスブール大会以降の社会党の新しい多数派 = 中間派 *centristes* は、彼が暗殺されるまで反戦を貫いた思想に新しい多数派の指針を見いだし、1920年12月のフランス社会党 SFIO ツール大会でフランス社会党 SFIO を加入条件の21か条を受け入れて共産主義インターナショナルに加盟させた新多数派は、ジョレースに戦争に協力した第2インターナショナルの指導者の思想を否定する理念を発見したのである。

第1章 フランス革命期から1905年の2年兵役制度までの フランスの軍隊制度の概略

本論文の「新しい軍隊」を分析検討する上で不可避な予備作業は、フランス革命期から1905年にアンドレ陸軍大臣の下で2年兵役制度が実施されるまでのフランスの軍隊制度を概観することであろう。ジョレースの「新しい軍隊」は1913年に新たに法案として提出された2年兵役制度から3年兵役制度への延長へと向う軍備拡張の動向に対するアンチテーゼとして書かれた著作であることは、ジョレースが議会に提出した軍隊の民主的改革のための法案の膨大な分量の解説として書かれたことから分かる。しかしジョレースは2年兵役制度の擁護のために「新しい軍隊」を書いたのではなく、フランスの軍隊制度を抜本的に改革するために、その新しい構想を描き出そうとしたのであった。ジョレースにとっては2年兵役でさえも長すぎたのである。と言うよりは徴兵した兵士を入営させることは最低限の軍事教育のためにのみ必要であると考えたからである。

1. フランス革命から第 2 帝政時代までのフランスの軍隊制度

絶対王政時代に国王が常備軍を持っていた時代から、革命期にはいと軍隊の制度が完全に変貌した。1789年の「人権と市民権宣言 Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen」第12条では「人権と市民権の保障は公の軍事力を必要とする。この軍事力はすべての人の利益のために創設されるものであり、それが委ねられた人々の個別の利益のために創設されるものではない」と定めた。市民社会の秩序を維持するための国民衛兵は連盟して連盟兵となった。1792年に立法議会はオーストリアに宣戦布告して対オーストリア、対プロイセン戦争が始まるが、緒戦においてフランス軍の敗戦が相次ぎ、「祖国は危機に瀕する」宣言が出され、20万人の志願兵が徴兵された。8月10日事件では連盟兵はパリ市民の兵士と共にテュイルリー宮殿でドイツ備兵などの国王の軍隊を打ち破り、第2次フランス革命を成し遂げ、1792年9月20日によろやく「ヴァルミーの勝利」で祖国は防衛されたかに見え、同月22日に共和政が宣言される。しかし1793年夏には外国軍がフランス国内に侵入し、国内では連邦主義者の叛乱が各地で起き、ジャコバン派の共和政は未曾有の危機に陥る。同年8月23日法で18歳から25歳までの独身男性と子どものない寡夫が兵士となることが求められた。これが1793年の「総動員 levée en masse」であり、この強制的動員は国内西部地方でヴァンデ戦争を引き起こして危機は深刻化し、内外の敵と戦うために100万人近くが徴兵された。この徴兵制度を1798年に総裁政府はジュルダン-デルブレ法 loi Jourdan-Delbrel を制定して20歳から25歳までの同年兵クラスを制度化して近代的徴兵制度として確立した。⁽⁵⁾

ボナパルト将軍によるブリュメール18日のクーデタの後に統領政府と第1帝政が樹立されたが、帝政のもとでナポレオン1世は1804年12月29日の帝国

(5) BERTAUD, Jean-Paul ; «L'Armée et la Démocratie sous la Révolution Française» dans *Jaurès et la Défense nationale Actes du colloque de Paris, 22 et 23 Octobre 1991*. "Cahier Jaurès n° 3" n° 130 *Jean Jaurès-Bulletin de la Société d'Etudes Jaurésiennes*. pp. 18-20

デクレによって籤引きによる選抜と代理兵役制を除いて革命期の制度を継承した徴兵制度を確立する。ロシア遠征で多くの兵士を失った後には皇妃が動員令に署名したことから皇妃の名を冠した「マリー-ルイーゼ Marie-Louise」と呼ばれる20歳以下の少年兵に動員も課したが、「フランスの戦い」に敗れて第1次退位をした。百日天下で復位したナポレオン1世は、ワーテルローの戦いに敗れて彼の第2次退位によってブルボン王政が復活する。

ナポレオン軍を打ち破った外国の軍隊に先導されてフランスに戻ったルイ18世は、まず革命期とナポレオンの時代に作られた軍隊の粛清から軍隊改革を手がけた。数千名の革命期と帝政期の士官や下士官を追放して、代わりに革命期と帝政期の戦争の経験をほとんど持たない亡命貴族(エミグレ)や彼らの息子、そして配下の者たちをこれらの軍務につけ、彼らの子弟を再建されたサン-シール特別士官学校 *École Spéciale Militaire de Saint-Cyr* に優先的に入学させた。また軍の国王への忠誠を保証するために軍の大司祭職 *Grande Aumônerie* と部隊付司祭 *aumôniers de corps de troupe* の制度を設けた。⁽⁶⁾

この粛清に憤った追放された共和派、オルレアン派、帝政派の軍人たちは1820年から1822年にかけて秘密地下組織を作って各地で叛乱を企てたが、いたるところで弾圧を被って失敗した。1823年にはルイ18世がスペインでの自由主義革命を神聖同盟の名の下にフランス軍をスペインに派遣しようとした時にフェヴィエ FEBVIER 大佐は将校を含む200人あまりの軍人はと共に「ラ・マルセイエーズ」を歌って抵抗したが同様に弾圧を受けた。⁽⁷⁾ 志願制の職業軍隊の不足分を補うために1818年3月10日のグヴィヨン-サン-シール法 *loi Gouvion-Saint-Cyr* によって籤で選抜される6年兵役制度が作られるがこの制度でも、富裕な階層の子弟の抜け道となった代理兵役制度は大幅に

(6) SERMAN, William «Les Gauche et l'Armée nationale au XIXe siècle» dans *Jaurès et la Défense nationale Actes du colloque de Paris, 22 et 23 Octobre 1991. Cahier Jaurès n° 3* n° 130 *Jean Jaurès-Bulletin de la Société d'Etudes Jaurésiennes. op. cit.*, p. 27

(7) *Ibid.*, pp. 27-28

認められた。

七月王朝期になると、国王の軍隊は国民の軍隊に変えられ。大司祭職も廃止された。1830年の愛国者たちは軍人はフランス国籍を持つことをもとめ、その結果外国人傭兵連隊 *régiments de mercenaires étrangers*、特にスイス人傭兵部隊は解散させられたが、代わりに1831年に外人部隊 *Légion étrangère* が創設された。ただし平時にはそして本土内では軍務につかないという条件が付けられた。兵役期間は1818年法、1824年法、1832年法、1855年そして1868年法の定める徴集兵と志願兵を組み合わせる制度と代理兵役制度・兵役免除制度に共和派は平等に反するとして反対したが、第3共和政の1872年法は代理兵役と兵役免除制度が一部残された。これを完全に廃止しようとしたのが1905年の2年兵役制度であった。

復古王政から第2帝政までの軍隊の徴集は30万人ほどの徴兵対象者から3万人を籤引きで選ぶという制度であった⁽⁸⁾。兵役期間も長く、当初は志願制の職業軍人には最長8年の兵役が課され、その後に短縮されて7年になり、完全に市民生活から切り離されていた⁽⁹⁾。1832年法によって徴兵期間は7年となったが、籤引きで選ばれたものが兵役に服し、後で述べるように第2帝政末期の1868年法（ニエル法）によって5年に短縮され、籤引きで徴兵を除外された兵士には4年の予備役制度が課され、遊撃国民衛兵に編入された。

この時期の軍隊内部の昇進制度は、士官学校を卒業するか兵卒を経ての昇進制度によるかの2つの途があった。中枢の最上級士官への途はサン＝シール士官学校か理工科専門学校（エコール・ポリテクニーク *École polytechnique*）に入学することで開かれた。一方、兵卒からの途が残されたのはエリートの士官学校卒業生の数が少なかったからである。兵卒から士官になる途は、兵役経年によるか選考によるかで士官への昇進が決定された。

(8) RALSTON, David B.; *The Army of the Republic. The place of the Military in the political evolution of France, 1871-1914.* Cambridge, Massachusetts, MIT Press, 1967, p. 10

(9) *Ibid.*, pp. 10-11

復古王政のもとでは1814年憲章 Charte de 1814 第12条によって徴兵制度は廃止されたが、上記の1818年のグヴィヨン-サンシール法によって籤引きによる6年間の事実上の義務兵役制度が復活した。しかし代理兵役制度が認められた一方で、士官になる昇進制度は完全に恣意的に決められた。七月王朝期になると特権は廃止されて、1832年のスールト法 loi Soult によって学歴と兵卒からの昇進による上記の2つの途が開かれた。この期の特権の廃止は財産上の特権の廃止ではなかった。士官学校と理工科専門学校の学費は有料であり、学費免除学生の枠は小さく公務員の子弟に限定されていたが、第2共和政になると奨学金の枠は増やされた。⁽¹⁰⁾

3年間の第2共和政を経て、1851年12月2日にルイ-ナポレオン・ボナパルトの軍隊によるクーデタが行われ、軍隊が第2共和制憲法を蹂躪する事態が生じた。クーデタ成功後には軍隊内部でのルイ-ナポレオン・ボナパルトの威信は高まったが、イタリア統一戦争、クリミア戦争、メキシコ遠征と相次ぐ対外戦争で軍は疲弊していき、1868年には陸軍大臣ニエル NIEL 元帥によって5年の義務兵役を定めた上記のニエル法が制定されたが軍の状況を改善することは出来ず、⁽¹¹⁾準備不足で迎えた独仏戦争では軍指揮官の不和などもあって惨憺たる敗北を喫する。

2. 第3共和政期の軍隊制度

1870年の独仏戦争での敗北を経てフランスは新しい兵役制度を作って再出発を行うことを余儀なくされた。1871年5月に国民議会には将軍、提督、大佐あわせて17人の軍人を含む45人の議員からなる新兵役法を起草するための45人委員会が設置され、1年以上をかけて新兵役法を作成した。しかし委員会は当初は国民全体の兵役義務があったプロイセンと同じ義務兵役制度を創設することを考えたが、特にティエールは7、8年もの長い兵役にこだわった。最終的に彼は5年兵役制度を受け入れた。しかし5年兵役制では1868年

(10) SERMAN, William «Les Gauche et l'Armée nationale». *op. cit.*, pp. 31-32

(11) RALSTON, David B. ; *The Army of the Republic. op. cit.*, p. 21

ニエル法による第 2 帝政の制度とほとんど変わらず、また 5 年もの長期間入営させる財政的余裕はなかったために、男子国民の全員兵役につかせる国民皆兵制度は不可能となる。苦肉の策として一定割合だけ 5 年の兵役を課し、残りは 6 か月か 1 年の兵役とする案が浮上した。これを籤引きで 2 つの兵役クラスに分ける制度であった。代理兵役を認めないこととして義務兵役の国民皆兵の理念はこれで達成できたが、大学教育の妨げにならないようにグラン・ゼコールの学生や教員は兵役から免除され、これに神学校の生徒も追加された。教育で兵役を免除される者には 1 年の志願兵とし、さらにこれを免除されるためには一定額納税する（貧困家庭の青年は免除を受ける）とする複雑な制度が議会で提案される。議会でも平等な義務兵役制度を求めるガンベッタらの当時議会では少数派であった共和派や保守派の将軍たちからの抵抗に出会い、紛糾する。最終的に作られた兵役制度である 1872 年 7 月 27 日のシセー法 *loi Cisse*y では全男子国民に兵役は義務化されたが 5 年の兵役か 6 か月から 1 年の兵役制度かを籤引きで決定するという兵役制度であり、他方で教員や神学校やグラン・ゼコール生徒に兵役が免除された。⁽¹²⁾

この後で師団・連隊・大隊の構成と規模についてのいくつかの立法化が行われたが、根本的な改革はマクマオン大統領が辞任して、共和派の共和政治が確立されるまで行われなかった。また選挙制度を定める 1875 年 11 月 30 日組織法 *Loi organique du 30 novembre 1875* では、あらゆる現役の軍人は兵卒を含めて選挙権と被選挙権を奪われ、また士官・下士官については 1808 年 6 月 16 日の帝国デクレなどによって結婚の許可制度が定められ、また配偶者の嫁資の義務（庶民との結婚を妨げるため）が存在しており国民と軍部との間に障壁が設けられた。これに対して 1894 年と 1910 年に軍人への選挙権を求める法案が社会主義者などの左派から出されたが否決された。⁽¹³⁾ 一方で昇進制度については 1880 年に旧参謀本部が廃止されて、新たに設置された陸軍大学 *École Supérieure de Guerre* によって参謀本部資格証書が競争試験で選ばれ

(12) *Ibid.*, pp. 38-50

(13) SERMAN, William «Les Gauche et l'Armée nationale». *op. cit.*, p. 35

た候補に授与される制度が導入されて、資格授与者は大佐や将軍になる途が開かれた。⁽¹⁴⁾ 同じくサン＝シール士官学校と理工科専門学校に優遇されていた士官への途を開放するために、1882年から1884年にかけてサン＝メクサン Saint-Maixent (歩兵) とソーミュル Saumur (騎兵) ヴェルサイユ Versailles (工兵と砲兵) の各下士官学校卒業生に少尉 (士官) になる途が開かれた。⁽¹⁵⁾

1880年代の共和主義者による共和政の時代になると、平等な兵役制度の原則に反するとして1872年法を再検討するべきであるとの見解が広まり、1883年5月に徴兵法改革問題を検討する特別委員会を設置する法案が代議院に上程され、翌年から審議されたが、その目的は3年の兵役を国民に平等に課するというものであった。3年兵役法が可決されるのは時間の問題と思われたが、ブーランジェ将軍が陸軍大臣であった1886年3月27日に大統領令で元老院の議題から撤回された。ブーランジェ陸軍大臣が全体的な軍隊の民主的改革を目指すためであった。⁽¹⁶⁾ しかし代議院と元老院の対立や予算上の制限を受けて議会での審議は延々と続き、結局1889年7月15日のフレシネ法 loi Freycinet によって兵営期間は5年から3年に削減されたが籤引き制度は残された。不平等は残りグラン・ゼコールと神学校の卒業生の兵役は1年とされた。

この後にドレーフス事件の波乱の時代を経て兵役を2年に短縮する1905年3月21日のベルトー法 (別名アンドレ法 loi André) が制定された。籤引きによる選抜を廃止したこの法によって兵役期間を短くする代わりに、兵役の不平等をなくすために最大限兵役免除制度を減らしたのである。ジョレースが「新しい軍隊」を書いたのはこの制度のもとであった。この法案を推進した共和派のアンドレ陸軍大臣はフリーメーソンの資料によって軍部の思想調査を行ったとされたいわゆる「フィッシュ事件 affaire des Fiches」で責

(14) *Ibid.*, p. 33

(15) *Ibid.*, p. 33

(16) RALSTON, David B.; *The Army of the Republic. op. cit.*, pp. 100-115

任を追及されて1904年11月15日に陸軍大臣を辞任し、つづいて急進社会党コンブ内閣も倒れた。この時ジョレースはコンブ内閣とアンドレ大臣を懸命に擁護している。

「新しい軍隊」は1911年に刊行され、この著書でジョレースが提案した法案が1912年に代議院で審議され、そして翌年の1913年8月7日に採決されるバルトゥー法 *loi Barthou*、いわゆる「3年兵役法」が議会で激しい国論を二分する議論が行われるにいたる。この著書「新しい軍隊」はマドレーヌ・ルベリウーが指摘したとおり世界大戦や「3年兵役法」を「予感 *pressenti-*⁽¹⁷⁾*ment*」した著書となったのである。

第2章 「新しい軍隊」の構成

18条の彼が提出した法案は、フランスの軍隊の兵卒の兵役制度定めた第1条から第7条までの条文と、下士官と士官の養成について定めた第8条から第13条と、予備役について定めた第14条と、陸軍大臣の職務について定めた第15条と、侵略戦争を禁止し紛争が起きた場合に国際的仲裁に訴えることを義務づけ、これを遵守しなかった場合に反逆罪の国事犯とした第16条から第18条までの条文から構成されている。

第1条では「健全な市民は20歳から45歳まで国民国家防衛に貢献する。20歳から34歳までは現役兵員となり、34歳から40歳まで予備役となり、40歳から45歳までは国土防衛隊となる」と第2条では「現役軍の市民は徴募される地域を構成する国土の定められた割合に相応する師団に編成される。これらの師団は騎兵と砲兵と工兵の集団に支援される歩兵連隊を含む。歩兵連隊は大隊に、大隊は中隊に分割される。騎兵連隊は騎兵中隊に分割される。砲兵連隊は砲兵中隊に分割される」と規定している。この法案で画期的なことは21歳に達した青年は6か月間居住地から最も近い駐屯地の新兵学校に徴兵さ

(17) *Introduction* de Madeleine REBÉRIOUX : *L'Armée nouvelle. op. cit.*, p. 7

れると定めたことであり、スイスの民兵制度をモデルとしているがフランスの実情にあわせた制度が提案されている。より詳しくは本章の末尾の第Ⅲ章「現実化 La réalisation」についての解説で詳しく述べる。

「新しい軍隊」の章立ては1915年刊行の「リマニテ選書」版では3カ所での変更がなされている。第1の箇所は第Ⅵ章が2つの節に分けられており、第2は第Ⅹ章が3つの節に分けられている。そして第3の箇所は第Ⅻ章「事実の運動と理念の運動」から後半部分を第Ⅲ章「現実化」として独立した章にしている。以下の章立ては1915年版にしたがった。

- 第Ⅰ章 軍事力と士気之力 Force militaire et force morale
- 第Ⅱ章 現役軍と予備軍 L'Active et la Réserve
- 第Ⅲ章 損なわれた防衛と完全な防衛 Défense mutilée et défense complète
- 第Ⅳ章 ナポレオンの危険な方式 Dangereuses formules napoléoniennes
- 第Ⅴ章 明日一攻撃と防御 Demain.—Offensive et défensive
- 第Ⅵ章 フランス革命の伝統 La tradition révolutionnaire française
 - I. 革命の軍隊—アマルガム方式 Les armées révolutionnaires. — L'amalgame
 - II. 規律と組織化 La discipline et l'organisation
- 第Ⅶ章 新しい組織の理念—掩護部隊—フランスとスイスの軍幹部について Une idée de l'organisation nouvelle.—Des troupes de couverture.—France et Suisse à propos du problème des cadres
- 第Ⅷ章 軍幹部の養成と教育 Formation et éducation des cadres.—De la prétendue unité d'origine
- 第Ⅸ章 士官と労働者組織—大学の士官たち Les officiers et les organisations ouvrières.—Les officiels à l'Université
- 第Ⅹ章 士気と社会の原動力—軍隊、祖国そしてプロレタリアート Le ressort moral et social.—L'armée, la patrie et le prolétariat
 - I. 国内での弾圧 Les répressions intérieures

II. 最上層部の準備 *La préparation d'un ordre supérieur*

III. 国際主義と愛国主義 *Internationalisme et patriotisme*

第 XI 章 さらに軍幹部について一昇進 *Encore les cadres.—Les promotions*

第 XII 章 事実の運動と理念の運動 *Le mouvement des faits et des idées*

第 XIII 章 現実化 *La réalisation*

以上の13章から「新しい軍隊」の本文は成り立っているが、多くの解説者が指摘するとおり、これら13章は整理された一貫した論文ではないし、18条の「新しい軍隊」についての法案の逐条的説明にのみ限定した解題の文章でもない。特に指摘されるのは第 X 章「士気と社会の原動力—軍隊、祖国そしてプロレタリアート」の章でジョレースはなぜ労働者階級が軍に信頼を置かないのか、抵抗するのかをフランス革命からブーランジェ運動、ドレーフェス事件などのフランス近代史の中に模索する議論から始まって、前章までの軍隊組織についての論説ではなくそのテーマを大きく超えて宗教論、文明論にまで広範な議論を繰り広げる。この議論ははるか100頁を超える一大議論として展開する。議論は聖書やキリスト教の歴史から啓蒙思想のルソー、ヴォルテール、モンテスキューに及び、彼のマルクス理論と彼の労働価値説・剰余価値説の解釈にまで、さらには彼の現代のカーネギーに論及しての資本主義社会論とフーリエやサン・シモンから論じてブルドンにも触れ将来の社会主義社会観へと及ぶ。飛躍する議論にこれまでのジョレースの研究者は新しいジョレースの思想の発展と展開を見いだして、これらの議論を高く評価する。ジョレースに啓蒙思想とフランス革命の精神と共和主義の伝統をこの著書でフランスの多くの知識人は再発見するのである。

1. 第 I 章「軍事力と士気之力」

導入の章となる「軍事力と士気之力」と題された第 I 章ではジョレースは平和と国民防衛が不可分であり、相互補完的であり、社会党はこの2重の方向で活動しなければならないことを強調した。2年兵役法可決の後フランス

で実施された制度は、職業的でカースト的な軍隊と将来の軍隊となるべき国民の軍隊との最終的妥協であると彼は主張する。

「フランスに、フランスを取り囲む不安定な世界に、最高度の平和のチャンスをおかにもしてでもたらすことが出来るか。そしてその努力と平和の意志ともかかわらずフランスが攻撃されたならば最高度の国民救済のチャンスを勝利の手段を与えることが出来るか。⁽¹⁸⁾」「それ故に社会主義にとって重要なことは日常的な実行によって全国大会とインターナショナル大会の重要な諸決議を行動に移すことであり、社会主義の思想全体を損なうことなく本来の姿をゆがめることなく目に見え手に触れることが出来るようにすることである。社会主義はいつもプロレタリアの解放を人類の平和と祖国の自由に結びつけている。(…) それゆえにもし社会主義が軍国主義と戦争と闘うとしたならば怖じ気づいたエゴイズムや卑屈な隷属やブルジョア的怠惰さではなく本当に人民的な防衛的な軍隊の制度を十全に機能させることを保障し、挑発者の紛争を打ち破るものであることをさっそうとした活動で示す必要がある。そして社会主義は中傷に挑むであろう。なぜなら歴史をもつ祖国の蓄積された力を、新しい祖国の理想的な力を、労働と権利を行使する人類を、社会主義は有しているからである。」⁽¹⁹⁾

「フランスの労働者がさらに望むことは、彼らが望む権利と義務があることは、国民が階級やカーストのことを配慮することなく、国民防衛以外のことを気づかうことなく軍事力を組織することである⁽²⁰⁾」とジョレースは言う。彼は当時のフランスの軍事理論家ラングロア將軍が軍隊はアレクサンドロス大王やナポレオンのもとで掲げられたヒロイズムの理念によって士気が鼓舞されたと言うのを批判して、その理想が間違っただけであれば意味をなさないとし、一方で国民防衛の組織化と国際平和の組織化は不可分であるとし

(18) JAURÈS, Jean ; *L'Organisation Socialiste de la France. L'Armée nouvelle*. Paris. Publication Jules Rouff et Cie., 1911 pp. 5-6

(19) *Ibid.*, pp. 8-9

(20) *Ibid.*, p. 10

て、国民や労働者に国民防衛を訴えたガンベッタを賞賛する。⁽²¹⁾

2. 第 II 章「現役軍と予備軍」

第 II 章の「現役軍と予備軍」でジョレースはフランスに存在する徴兵制は「武装した国民 nation armée」とはほど遠いものであり、実施された制度は「兵營の軍隊 armée de caserne」であって「国民の軍隊」とは対極にあると指摘する。⁽²²⁾「兵營の軍隊」が維持されたのは、慣行に倣ったものであり、兵營での軍役は 2 年間に段階的に短縮された。しかし新兵の教育を終えるには、入営期間はスイスの制度が定めた 3 か月ほどには短くない。⁽²³⁾しかし新兵の教育を行うためにはジョレースは兵士の入営期間は半年で十分であると断言する。当時行われていた制度にしたがって 2 年間も兵營で訓練することは必要ではないという。そして軍部は 2 年間の兵營での新兵訓練を終えた後に定期的に招集され訓練を受ける予備役を本心では軽視することによって、防衛において重要な役割を与えられるべき予備役の制度を浪費していると指摘する。⁽²⁴⁾間違った考えに基づいて現役兵力のみを重視して、実際には本当の現役軍である予備役を台無しにして損なっていると彼は主張する。⁽²⁵⁾ジョレースはスイスの軍隊制度をフランスにそのまま移入できない⁽²⁶⁾と言いながらもスイスの制度が優れていることを否定しない。ジョレースは自分と共にドレーフェス無罪判決を勝ち取るのに大きく貢献した共和派のアンドレ陸軍大臣の時代に制定して兵役を 2 年に短縮した 2 年兵役法では不十分であり、兵役制度の革命的反変を、すなわち民兵制度のフランスへの導入によってこそ、軍隊

(21) *Ibid.*, pp. 19-21

(22) *Ibid.*, p. 24

(23) 当時改正されたスイスの兵役についての新法では歩兵と工兵は 65 日、騎兵は 90 日、砲兵と要塞守備兵は 75 日、衛生兵と医療兵、獣医兵、食糧兵と輜重兵は 60 日の入営がそれぞれ義務づけられていた。*Ibid.*, p. 28

(24) *Ibid.*, p. 27

(25) *Ibid.*, p. 28

(26) *Ibid.*, p. 28

が外国を侵略しない、国民防衛に専念する平和の軍隊になるという確信は揺るぎないのである。

「兵営の軍隊」を重視し続けるのは「兵営の軍隊」のみが現役軍であるという偏見があるからであると彼は指摘する。スイスでは最近の新法で3分の1ほど兵営での教育機関が延長されて、歩兵は45日から65日に、騎兵は80日から90日に、砲兵は55日から75日に延長されたが、フランスの制度と比較するならば新法による兵役期間の延長はさしたる国民の負担ではないと彼はいう。入営させた現役兵がいかにその士気が削がれ精力が奪われているかを繰り返し力説する。その反面で11年間市民に義務づけられている予備役も、入営させた現役兵ばかりを重視することによって軽んじられていると指摘している。兵士を長い間兵営につなぎ止めているのは、古い職業軍人を主体とした時代の悪弊を受け継いでいるに過ぎないと彼は主張する。国民の軍隊を理解しない前述のラングロワ將軍の軍事理論を批判しながら、彼の論拠の一つとして「兵営の軍隊」が時間を浪費して重要な教育が行われていないとする2年兵役法の支持者アドルフ・メシミ Adolph MESSIMY (彼は間もなく1911年にカイヨー内閣の陸軍大臣になり、第1次世界大戦中もヴィヴィアニ第1次内閣でも同職を務めた) を引用する。メシミはサン・シール士官学校と陸軍大学を卒業しながらドレーフス再審派を支持して軍籍から離脱した急進社会党の政治家である。「兵営の軍隊」が罷り通っているために、新しい軍隊の構図が見えてこないともいう⁽²⁸⁾。

この第Ⅱ章は軍隊の制度とその諸原則について割り当てられている。ジョレースは軍事理論については専門ではないと保留を付けながらも、かなり深く重要な軍事理論について論及する。この主題についてはほかの章でも再論されているが、この主題に関係させて彼の提案について説明する。彼は彼を支持する若い士官たちからかなり多くを学んでいる自信に裏打ちされているからである。それらのジェラルド大尉をはじめとした軍隊内の協力者につい

(27) *Ibid.*, p. 29

(28) *Ibid.*, pp. 51-52

てはあとで詳述する。彼は本題の軍隊の制度とその構造と概念の議論に戻る前に軍事理論の諸問題と軍事力の使用、そして紛争の場合の戦略について論じる。特に彼はこの章で士官が果たす重要な役割を強調する。無能で無力な士官によって多くの兵士の命が犠牲にされると主張するのである。古びた現役と予備役との関係についての理論が、つまり「兵營の軍隊」である現役の優位性を強調し、予備役をお座なりにすることでフランスの防衛を損ねている⁽²⁹⁾と言うのである。全体の半数を占める予備役の兵士を役立てないことはフランスの半分を失っているというのだ。

3. 第Ⅲ章「損なわれた防衛と完全な防衛」

「損なわれた防衛と完全な防衛」と題された第Ⅲ章では損なわれた軍隊である「兵營の軍隊」の優先的使用を推奨する軍事理論に対して、戦闘に置いてその初日から全部の予備役を投入する完全な防衛を対置させる。戦闘が始まった最初の日から予備役の全部を投入するのが「完全な軍隊」であるとジョレースは言う。200万人にも及ぶ予備役は訓練され、未だ若い34歳以下であり、十分な力量があるとジョレースは警告する。11年度分ある兵役年次クラスの子供のうちで参謀本部が頼りにするのは5年間分の予備役兵の年次クラスに過ぎないと指摘する⁽³⁰⁾。ここでもメシミの1906年の報告を引用して、25歳から27歳までの年次クラス連隊しか前線への動員を考慮せず、28歳から33歳までの7年次クラスの連隊は前線への投入を考慮せず国土防衛隊と同じ役割しか与えられていないと批判するメシミの指摘に賛同する⁽³¹⁾。そして緒戦の前線での最初の衝突において敗北した場合の精神的打撃から立ち直るのは困難であるとしながら、予備役の重要性を口先で言い立てながら実際には軽視して国民と労働者階級と敵対するラングロワ將軍を批判する。職業軍人が最大に利己的であるカーストの利益、あるいは最も了見の狭い偏見

(29) *Ibid.*, p. 52

(30) *Ibid.*, pp. 53-54

(31) *Ibid.*, p. 54

で、最も怠惰な慣習で恣意的に実行に移すことを可能とさせ続けようとさせることを彼は峻拒する。

ジョレースは将来の自分を模索する多少放埒な青春時代の現役の年代よりも、予備役の兵士の世代である家族を持ち家庭を持っている年代の兵士こそ本当に祖国を防衛することを真剣に考えるのだという。だから帝国主義的で軍国主義的なドイツは次第に予備役を軽視するようになり現役の「兵營の軍隊」に頼るようになってきたと指摘している。これに対し「フランスは軍隊組織を民主主義と平和の政策に完全に適合させる日にならなければ本当に強くなり侵略されないようにならない⁽³²⁾」と言う。予備役世代を重視しながら、民主的で平和のフランスの軍隊は全市民に依拠しなければならないと言っているのである。

この章ではゲーテやカントのようなドイツの文化を愛しドイツ社会民主党が反戦平和を追求することを疑わないジョレースは、にもかかわらずドイツ政府の侵略的性格を明確に断言している。それに対しフランス共和政の軍隊は明確に民主主義と平和の立場に立たなければならない、そのために新しい軍隊がフランスに確立されなければならないとして、彼の努力を傾注していたのである。「こうした保障を受ける祖国に対して軍国主義的で絶対主義的なドイツは危険を冒すことになり、力にのみ頼る制度にとって革命の序曲となる敗北をこうむることになると私はあえて言う⁽³³⁾」と彼は予言のような言葉を発している。

第1次世界大戦の1914年8月・9月の緒戦においてフランスが被った大敗北は、ジョッフルの参謀本部がドイツ軍が予備役を投入する可能性をほとんど度外視していたからであった。今になってみればドイツ帝国の末路についても極めて予言的であった。予備役について言えば、1913年の代議院での3年兵役法をめぐる審議の中で極めて重要な論点になったのであり、開戦後にジョレースの主張の正しさが証明されたと多くの論者は指摘している。

(32) *Ibid.*, p. 64

(33) *Ibid.*, pp. 66-67

予備役に依拠する政策すなわち「国民防衛の最良のこの政策はフランスにとって単に平和に行き着くだけではなく、平和の確実性に行き着くのであり、言い換えれば人々の間でずっと前から起きてきた最も明確で最も有益な革命の始まりへと行き着くのである」⁽³⁴⁾とさえ極言する。

そして「一国民の戦略は彼らの政治的社会的体制とも軍隊組織とも不可分である。この点で国民の政治的組織と軍隊の組織としての国民の戦略は作戦の細かな点ではなく諸原則と諸規則と方法と目的については国民のコントロールに服するべきである。国民が心から精神から国民防衛に参加するの
なければ国民防衛は可能ではない」⁽³⁵⁾と考える。

そしてこの章の結論として「強力な民主的民兵は兵営を一つの学校でしかないものに限定して、国民そのものを国民の独立と平和に役立つ巨大で活力に満ちた軍隊とする。ここにこそ軍隊の次元でのフランスの本当の解放がなされる。フランスはそこにしかあり得ない」⁽³⁶⁾と言っている。

4. 第IV章の「ナポレオンの危険な方法」

第IV章の「ナポレオンの危険な方法」では参謀本部と陸軍大学の絶対的権威であったジョルジュ・ジルベール Georges GILBERT 大尉の唱えるナポレオンの復権を目指す「ナポレオンの覚醒 réveil napoléonnien」にジョレースは反論する。ジルベールはナポレオンから多くを学び取ったクラウゼヴィッツを高く評価することでナポレオンの再評価に道を開いたのである。しかしジョレースはジルベールとナポレオンを全面的に否定するのではなく、両者が国民と結びついた軍隊を評価しなかったか理解しなかったことを主として責めている。

この章の冒頭で彼は言う。「フランスは多くの傑出した士官たちが勧めにしたがってナポレオンの軍事的伝統に立ち戻れば、フランスに固有の防衛と

(34) *Ibid.*, p. 69

(35) *Ibid.*, pp. 68-69

(36) *Ibid.*, p. 75

行動の能力を無力化させるドイツ軍国主義を模倣する隷属的な競争心から逃れられなくなる。15年もしくは20年この方、我が国の若い軍隊は共和政の軍隊であるのにナポレオンの覚醒と言われるこの偉大な兵士の操縦者、偉大な軍指揮官の戦術的戦略的思想に立ち戻ることが起きている。この動向はジルベール大尉が発案者であって、少なくともこの動向に最も明確で最も強固な形を与えているのは彼である⁽³⁷⁾と私は思う」とジョレースは警告する。

実際1次世界大戦前夜の時期にはジルベールの著作「軍事的批判試論 *Essais de critique militaire*」(1890年)と「軍事研究7編 *Sept études militaires*」(1892年)は軍部に大きな影響を与えており、陸軍大学 *École supérieure de guerre* の教育も彼の理論にそって行われていると指摘する。彼の理論は明晰であり総合の精神で傑出しているにしても、彼の間違った理論はフランスの軍の発展と戦略などを危険な方向にゆがめていると警告する。そしてジョレースはジルベールの軍事思想を紹介するために彼の著作を引用する。「クラウゼヴィッツの主要著書をここで分析して彼の著書は教育的であるよりも示唆的であると我々は言うことが出来る。彼は教育するよりももっと考えることを強く求めている。あらゆる戦争のエネルギーの使徒である彼は当然一つの教義を受け身で受け入れることよりも、あらゆる知的なエネルギーを推奨⁽³⁸⁾する」としてクラウゼヴィッツが思考することとめていることを強調していると言う。そしてジョレースはジルベールが狭い専門家集団に閉じこもることなく過去の事実を体系的に分析して全体的理論として総合し、知的に思考し、軍事理論に常に省察する哲学であると見たことを、クラウゼヴィッツの「戦争の理論論」に「我々はこの著作が技術ではなくあらゆる思想家に向けられた哲学的著作である⁽³⁹⁾」と考えたことを評価する。しかしナポレオンの過大な評価をジョレースは否定する。

「ジルベールの精神を支配するものは、軍事的次元で一種の知的復讐とい

(37) *Ibid.*, p. 76

(38) *Ibid.*, p. 78

(39) *Ibid.*, p. 80

うものをフランスにもたらしてあげようとする気づきである。敗者のフランスは勝者ドイツの天分についてあまりに多くのへつらいをしていると彼には思われた。勝者たちが方法の点で優秀で有能であるのは彼らがそれらをフランスから受容したことをフランスは十分に言っていないと感じていない。勝者はナポレオンの戦術思想を理論化し応用して我々が忘れていることにしっぺ返しをしているのである。これらの思想は未だ生きており、いまだに真実である。これらの思想はフランスにとって栄光の遺産であるばかりか力の遺産である。大胆さと集中した努力と偉大な迅速な行動と勝利の秘密を再発見することで、フランスに対してその領土を侵略して自分のものにする以前に、フランスの方法を侵略し自分のものにした外国が活用している伝統に戻ることに他ならないのである。ジルベールの研究が起点とした共通の思想は、彼自身が示し、語っている。『…ナポレオンは真似の出来ない教師であり、教師のままであり続け彼の教えは決して古びていない⁽⁴⁰⁾』と言い、ジルベールはクラウゼヴィッツがナポレオンから多くを学び取り、後の世代のプロイセンの戦略家たちがさらにクラウゼヴィッツからその戦略戦術を受け継いだと主張する。ナポレオンの思想がなぜ古びていないのかは、彼の軍事思想が旧体制の古びた理論から解放して自由に理論を構想して機動戦の戦術を作り出したことにあると、フリードリッヒ大王以来続いてきた軍の陣地 terrain に重きを置く戦術から解放し、大胆に迅速に軍を機動させて敵の一点に集中させて敵を圧倒する戦術をナポレオンは作り出したのであり、ドイツの戦略家はナポレオンを模倣しているとジルベールは考えているというのだ。ナポレオンの戦術は「なににも増して戦闘に勝利するのは兵士である。陣地ではない。本質的なことは大胆に迅速に遠方までの機動戦を行うことである。前面に自軍を押し出し、自軍を分割して前進しながらの補給を可能にし、彼らをいつも結集でき集中できる状態に置き、選択した敵軍の一点に対しての大軍による回復不可能な結果をもたらす不意をつく攻撃をさせる。成

(40) *Ibid.*, p. 81

功は決定的なものにはならないであろうから、敵軍を攻撃するために第2回の結集を選択することに注意を払わなければならない。ナポレオンが狙うのは自軍の量的規模の大きさである。しかし時機を選んだ攻撃の大胆さで、驚嘆すべき迅速な集中で、たとえ両軍の兵員の数がかなり同等であっても戦場での勢力の優位によって成功は保証される⁽⁴¹⁾」とジルベールは言う。

ジルベールによれば1806年のイエナの戦い以前の時点までナポレオンの戦術は手探りであったが、敵軍の陣取りと行軍について十分な配慮をしていなかったというのは真実ではなく、ナポレオンの書簡や命令書などの資料によれば進軍する自分の軍の集中と戦闘を行う位置についても十分に目配りしていたと言う。これに対して1870年のプロイセン軍こそ手探りの進軍を行い、フレッシュヴィレル-ヴェルト Froeschwiller-Wœrth の戦いで敗れたマクマオンの軍の退路をヴィサンブール Wissenbourg で見失い、一方でボルニー Borny の戦いの後でバゼーヌ元帥軍の進路を誤解して、ヴェルダンへの退路を断とうと考えて、側面から攻撃を受ける危機に陥る。しかしマクマオン軍がメッスのバゼーヌ軍に合流しなかったことによって反撃する好機を逸したために危機は回避された⁽⁴²⁾。このようにドイツのナポレオンの弟子はナポレオンの確実性を有してはいなかったとジルベールは言う。

ジルベールは「近代フランスが近代大規模戦争の方法を創出した。そしてフランスは最も完成された襲撃 coup という最初の応用をおこなった。フランスが1870年に敗北を喫したとしても自分の歴史の意味を見失って、いわば自分に固有な才能の声を聞かなかつたからである。ナポレオンの思想と意志を明確化した彼の方法を放棄したのである⁽⁴³⁾」と言っている。そして「ナポレオンの才能は熱狂的な革命時代の生活が本能によってあまり明確でない集合されていない、その結果あまり鮮明ではない諸形態として作り出したことの中に省察された方法論的な意志を明確化する作業を修復させたことにある。

(41) *Ibid.*, p. 82

(42) *Ibid.*, pp. 83-84

(43) *Ibid.*, p. 84

ゆえにそれは新しい社会の軍事的法則であるし、新しい社会の間持続する⁽⁴⁴⁾」とジルベールは言う。「ナポレオンの天才的方法はゆえに諸党派の闘争と分裂の記憶で全体一致の勢いの熱狂を弱めることなく、大戦争によって革新された科学の中に、攻撃の計算された勢いの中に、フランスのすべての力を結集できたことである。軍隊は民主政と国民を疑うことはあり得ない。なぜならば軍隊は民主政治と共に誕生した一つの方法であると自認しているからであり、国民の偉大さを作り出した。しかし軍隊は大革命によって靈感を受けた国民の天分の最も高度な形態を代表しているが故に国民の中で偉大なのである⁽⁴⁵⁾」というのだ。

ジョレースが言うにはジルベールの思想の致命的な危険は「第一に1870年に敗北したフランスに希望を抱く不思議な幻想であるが、私は未だに古くて取り返しのつかない敗北に永久に結びつける如何なる知的復讐をも認めない。なぜならナポレオンの思想こそが敗北したからである。ナポレオンは軍事的にも政治的にも二重の敗北を喫したのである⁽⁴⁶⁾」と彼は書いている。そして「フランスにナポレオンの制度を推奨することなく、フランスにナポレオンの精神を忍び込ませ永続させようと望む人たちと、フランスに対して絵空事と漠然とした思想の誘惑とに警戒を呼びかけるために、ナポレオンの精神は現実的であり明確であり決定的であると褒め称える人々に歴史は答えている。ナポレオンが夢想家の最たるものであり、イデオログの最も融通の利かない人物であり、いかなる彼の業績も物事の道理に反していると。その精神の形態は生気を失っており、今日のフランスが求めるものに応えていない⁽⁴⁷⁾」とジョレースはナポレオンを否定する。

ジョレースのジルベールに対する批判は「フランスが自分の防衛と行動の固有の能力を台無しにするドイツ軍国主義の隷属的な模倣から免れるためす

(44) *Ibid.*, p. 88

(45) *Ibid.*, p. 90

(46) *Ibid.*, p. 91

(47) *Ibid.*, pp. 91-92

ることは、多くの傑出した士官たちに求められているナポレオンの軍事的伝統に回帰することではない⁽⁴⁸⁾」というこの章の冒頭の文に集約されている。

この章でジョレースはナポレオンが研究した30年戦争時代とルイ14世時代のテュレンヌ TURENNE 元帥の舞台であった17・18世紀の戦争の特質を分析し、大革命時代やナポレオン時代の戦争と大きく相違していることを指摘する。2つの時代の相違は軍の規模の大きさばかりではなく、テュレンヌの時代の戦争が敵を破滅させ解体させることではなく弱体化させること⁽⁴⁹⁾にあったと見ている。ジョレースによればジルベールはナポレオンほどにこの事実を認識していなかったと批判する。そしてこうした歴史考証にこだわるのは「特に最近のわが軍事についての著述家の叙述を読んで断定的で抽象的なドグマティズムと一種のペダантиズム（衒学主義）が彼らの人生の多様な教訓や多様な感情や歴史のほとんど無限な教えを貧弱化させているのではない⁽⁵⁰⁾かおそれている」からだと言い、「民主的で部分的に社会主義的なフランスの本当に科学的な20世紀初頭の防衛は、以前の時代の如何なる企てともまったく異なっている⁽⁵¹⁾」とジョレースは指摘している。「ナポレオンをそして事実と思想の連なりの中に彼の業績を深く研究することは素晴らしい。しかし永遠の師として戦争の神様として彼にあまりに目がくらんで新しい時代にその行動と思想を並はずれた驚異であると説明することは、過去の勝利を輝かしいとする軍事的常套文句となるだけにしてしまうのでいっそう危険である⁽⁵²⁾」と彼は警告している。

その後でジョレースはジルベールがナポレオンの栄光にこだわりすぎていることを批判する。そして近代社会が大革命によって始まり、ナポレオンもそれを継承していることを留意するべきであると述べる。そして大革命期の戦争を軽視するべきではないと忠告する。ジョレースは大革命期の軍事的指

(48) *Ibid.*, p. 76

(49) *Ibid.*, pp. 94-104

(50) *Ibid.*, pp. 105

(51) *Ibid.*, pp. 105

(52) *Ibid.*, p. 10

導者カルノーやジュールダンがナポレオンを準備したとして、彼らならびに彼らを鼓舞した革命の理念を称揚し、ジルベールがこの時代の研究に十分に関心を払わないことが大きな欠点であると指摘する。⁽⁵³⁾

5. 第V章「明日－攻撃と防御」

第V章の「明日－攻撃と防御」では、前章と同じくジョレースはジルベール大尉に対する反論をしており、ドイツの攻勢理論とフランスの理論の幻想的性格についての予言的な見解をちりばめている。いわゆるフランスの側の攻勢戦略については、ジョレースは武装した国民に対する治癒不可能な不信の証しか見いだすことはできなかった。

この章の冒頭で「もしフランスとドイツの間で戦争が起きるとしたならばどのような形態をとるか？ ドイツは必ず攻撃を行う。そこからドイツは突如フランスの領土を侵略し、最初に敵軍を打ちのめす並はずれた攻撃で未だ結集しないフランス軍の主要部分に侵攻するか、もしくは少なくとも驚かせぐらつかせてその後続く戦場で戦闘の全エネルギーを、勝利する気力を回復できないようにする。これが近い将来のドイツの方法であり、すべてはこのことを示している。これがベルリンの大参謀本部の不変の確固とした教義⁽⁵⁴⁾である」と不意をつく突如の攻撃を予言している。防御戦を主張して防御戦から攻撃戦に転化することを推奨していたクラウゼヴィッツもモルトケ（叔父のモルトケ。1870年独仏戦の参謀総長——筆者注）の理論を新しい技術が発展した20世紀においてドイツ参謀本部は否定して、緒戦における不意をつく攻撃戦を採用するようになったとジョレースは強調する。

最初にサン－プリヴァ Saint-Privat 攻撃戦を仕掛けたドイツ軍が危うく敗北を喫しそうになったが、バゼーヌの無気力な反撃で救われた恐ろしい記憶をモルトケは持っていた⁽⁵⁵⁾という。しかし領土を奪うのではなく相手の消耗を

(53) *Ibid.*, pp. 108-120

(54) *Ibid.*, p. 137

(55) *Ibid.*, p. 139

狙う現代の戦争においては、敵の準備が不十分であればアルザスに結集させた軍によって正面と側面からの不意をつく攻撃戦は効果があるとドイツ参謀本部は考えているはずであるとジョレースは推察していた。彼によれば当時のドイツ参謀本部も「軍勢を結集させ有用な時に可能な限り一撃で敵を弱体化させようとする意志で敵を一方の側面から攻撃することは、クラウゼヴィッツとモルトケの事実と言葉に大参謀本部が与えた勇敢で正当な解釈である⁽⁵⁶⁾」と現在の参謀本部が言っていると彼は指摘する。

これに対してフランス参謀本部は国土を防衛する勇敢さで対応できるとして一貫しないためらいがちなフランス参謀本部は、危険な仮説に基づいていると批判する。予備役を現役に合流させようとしないうことを警告し、ドイツ軍の結集を妨げる武装した国民全体からなるフランス軍の配置が必要であるとジョレースは主張する。

ドイツ軍の不意をついた攻勢に対して同程度の攻勢で応えるというのでは中途半端な攻勢にしかならず、フランスに悪い結果をもたらすと⁽⁵⁷⁾言う。この理論はジルベールの影響を受けており、フランスのエリート将校たちの戦略は「武装した国民」を放棄した危険な理論であると言う。

ジルベールは現役軍だけで相手の攻勢を持ちこたえた後に攻勢に移るべきであるという理論を提示しているが、現実にはこの戦略ではドイツ軍の最初の攻勢で惨憺たる敗北を喫すると予言する。「彼(ジルベール)は時期尚早の攻撃よりまずは陣地を退いたほうがよいと知っている。彼は何よりフランスが決定的作戦を行うならば、全ての軍勢力を使うことを望んでいる。彼は『最初の展開をした直ぐ後に続いて行われる大戦闘は、あらゆる手段で始めなければならない。ただし準備が整った場合だけ、この時まで後方の戦場で決定的戦闘を遅らせず、敵軍と大きな距離を取って軍の編成ができるという場合のみこれを行う』と言っている。しかしこの法則は予備役軍への無用宣告となる。『敗北した軍が翌日に予備軍によって勝利に導かれた例はない』

(56) *Ibid.*, p. 143

(57) *Ibid.*, p. 177

と言っているからである。⁽⁵⁸⁾「彼は『どんな場合でも領土は意味を持たないかあるいはほとんどわずかなものでしかないというクラウゼヴィッツの正しい思想を我々の肝に銘じなければならない。一時的に決定的な攻撃の他の地点を攻撃するために一定の領域を犠牲にすることはほとんど不都合なことではない。この代価だけで我々は彼が言うこの万能の原則であってこれまで常に評価されてこなかった軍事力の絶対的結合の原則を激烈なエネルギーで応用するであろう』と彼は力を込めて明言した⁽⁵⁹⁾」しかしスイスの軍隊のように予備役軍に重要な役割を与えずに、二次的な役割しか与えていない、そのためにフランス軍の反撃と軍の結集には多くの時間を必要としてフランスは敗北するとジョレースはジルベールを批判する。「真実は軍上層部がそして思考能力のある軍エリート士官がいまだに『武装した国民』を真剣に考慮していないことである。軍上層部はいやいやながら武装した国民を認め、甘んじてそうしているが、受け入れていない。正面からこの思想と闘わないのは主権者である民主主義と真っ向から闘うことになるからである。軍上層部はこの原則を籠絡している⁽⁶⁰⁾」とジョレースは痛烈に批判する。

一方ジョレースは20歳から35歳までの予備役を含めた200万の軍隊を国境に配置してドイツ軍の不意をつく攻勢に備えるべきであり、ドイツ軍は90万と予想されており、最初の手順を放棄せざるを得なくなると言う。最早現役軍と予備役軍という間違った区別を取り払うべきであり、フランスを防衛するのは武装した国民であるべきだ、⁽⁶¹⁾とジョレースは強固に主張する。もちろんジョレースは最初から戦争を仕掛ける侵略と先制攻撃を主張してはいない。フランスは防衛と平和と公正さの立場から防衛的戦略の立場をとることは前提とされ紛争は文明の人類の国際的仲裁に訴えることをすべきであると言う。しかし一度侵略戦争を仕掛けられたならば、断固として防衛の自衛

(58) *Ibid.*, pp. 154-155

(59) *Ibid.*, p. 155

(60) *Ibid.*, p. 177

(61) *Ibid.*, p. 177

の手段に訴えるのは当然であるとジョレースは断言する。

「フランスは参謀本部に戦う準備が出来、全勢力を適当な時期に大きな戦闘に投入することを可能とした軍の結集の計画と作戦計画を採用した全市民を招集することを強く促すべきである。無気力で受け身の防衛ではなく、それとは反対に戦闘をより力づけるために国民の血を受け入れる偉大な情熱に満ちた心のように、決定的結果を生み出す全精力を結集するための熱情に満ちた防衛こそが必要である。侵略に対して軍勢を集中させるために最初に放棄する部分をフランスは抵抗無しに放棄しない。国境地域とその最隣接地域は一種の緩衝地帯を作形成して通路の占領により可動的な防御陣地によって領土を争うのである。ただフランスは本気で戦闘に突入しないだけである。その役目は敵の攻撃を疲弊させ遅延させることであって、敵の攻撃を崩壊させるためではない。フランスは国民の結集の地帯に後退するのである」とジョレースは提言する。

この章の末尾でジョレースは言う。「全員が平和を希求して全員が戦争に備え、全員が前もって断固とした主張として全体の防衛という偉大な方法にまで高めた国民に敵対して、この国民に対していかなる侵略の試みが行われるであろうかと疑問に思う。この平和の希望は私が行動を余儀なくされている戦争の予測を通して私を支えていることを打ち明ける。共和主義の偉大な国民が絶対的にまで平和の意志と独立の意志を貫けば、世界の平和の第一の保障はついには暴力的な事柄に入っていく。フランスの天分がやがて自らの安全のために組織する武装した圧倒的多数の武装した民衆は、やがて侵略者の野蛮な暴力に屈せず、勝利の確信の将来展望で満たされ、その威光であらゆる祖国をおおう偉大な人類の平和の微笑みに跪くであろう。」

ジルベールは若年にして体が麻痺する病に冒され、病床上で書き上げた「軍事的批判試論」などの軍事理論についての著作は、すでに述べたように参謀本部や陸軍大学の教官たちに大きな影響を与えた。ジルベールはこの病で

(62) *Ibid.*, pp. 177-178

(63) *Ibid.*, pp. 177-178

1884年に軍務を離れて50歳の若さで夭折したが、彼の主著の「軍事的批判試論」はクラウゼヴィッツの「戦争の理論」を高く評価してこの著作を通してナポレオンの軍事戦略・戦術と理論を再評価して、1806年の対プロイセン戦争と1870年の独仏戦争を対比してドイツ参謀本部がクラウゼヴィッツの著書からナポレオンの軍事戦略・戦術を学んで戦勝を勝ち取ったと彼は解釈した。ジョレースは「新しい軍隊」第4章と第5章でジルベールの理解に真っ向から反論している。ジルベールが今まで通りに「武装した国民」を理解せずに依然として「兵営の軍隊」と予備役軍との区別を行って、予備役がフランスの国民防衛に果たす役割を過小評価していると言う。また今後起きうるであろう独仏戦争の緒戦におけるドイツ軍の不意をつく攻撃に対応するフランス軍の反撃について、クラウゼヴィッツの軍事理論に囚われていて、十分に警戒を払っていないというのである。

ジルベールの主著「軍事的批判試論」で1870年の独仏戦争をナポレオン時代の1806年のプロイセンとの戦争、特にイエナの戦いを比較している。ジョレースは1870年の独仏戦争についてのジルベールの理解についても批判的である。ジョレースは独仏戦争について歴史的研究を著しておりこの戦争についても熟知していたのである。彼は叢書「現代フランスの社会主義的歴史」の第Ⅵ巻「独仏戦争（1870年-1871年）」で独仏戦争についての歴史を書いており、独仏戦争を引き起こした責任と敗戦の原因について詳しい分析をおこなっている。ジョレースは独仏戦争の研究に基づいてジルベール批判をおこなっている。彼はナポレオンの軍事戦略・戦術をプロイセン軍が学んで独仏戦争の勝利を得たと言って勝利の記憶のよって敗戦で傷ついた愛国心を慰めているが、独仏戦争でモルトケやドイツ参謀本部が学んだのは準備不足の攻撃の危険性ではなく、準備を整えた大胆な攻撃による敵軍の包囲が有効でありという結論である彼は指摘する⁽⁶⁴⁾。これに対してフランスは大軍の国境地帯への集中による敵軍への反撃であるとジョレースは言う⁽⁶⁵⁾。この点についてフ

(64) *Ibid.*, pp. 143-144

(65) *Ibid.*, pp. 144-150

ランスの参謀本部は予備役を十分に活用しようとしないうちに無策であり、その基本的な一貫性の欠如は参謀本部に影響を与えているジルベールに由来している⁽⁶⁶⁾と彼は批判する。

6. 第Ⅵ章「フランス革命の伝統」

この第Ⅵ章「フランス革命の伝統」は前記のように1915年の版から第Ⅰ節「革命の軍隊——アマルガム方式」と第Ⅱ節「規律と組織化」の2つの節に分けられている。ジョレースはこの章で革命期の軍隊組織について極めて要領よく概観している。第Ⅰ節ではデュボワ-克蘭セ DUBOIS-CRANCÉ⁽⁶⁷⁾とラザール・カルノー LazardCARNOT⁽⁶⁸⁾の理論と方法について総合することを提案しており、彼が変えようと提案している軍隊の制度についての最も現実的で具体的な問題に立ち返り、革命期の軍隊についての深い省察を行って

(66) *Ibid.*, pp. 150-177

(67) デュボワ-克蘭セ、エドモン、ルイ、アレクシス、DUBOIS-CRANCÉ, Edmond, Louis, Alexis (1747年-1814年) 地方小貴族の家に生まれ若い時から国王親衛隊第1マスケット銃小隊に入隊し、全国三部会の議員に選ばれて愛国派として球戯場の誓いを提案した。解体に瀕していた軍隊を再建するのに尽力。立法議会では参謀副官になって1792年の徴集兵を組織して国民公会の議員に選ばれ、全面防衛委員会のメンバーとして30万の徴兵を提案し、アマルガムの原則を国民公会に受け入れさせた。公安委員会は彼を逮捕したが嫌疑が晴れて、1797年まで五百人議會議員に1799年には陸軍大臣になったが、ブリュメール18日のクーデタに反対して軍を退役した。SOBOUL, Albert ; *Dictionnaire de la Révolution française.op. cit...* 1989, pp.

(68) カルノー、ラザール、CARNOT, Lazare 弁護士と公証人の家に生まれ、オータン神学校で学び、1770年にメジエール工兵学校に入学。数学と物理学の才能を発揮し彼の師であったヴォーバンの影響のもとに経済学と財政学に関心を示して、平民であった彼は社会的不平等を憎んだ。1791年に立法議會議員に当選してジャコバン派に所属し軍事委員会のメンバーとなって国民公會議員として国王の死刑に賛成し、大公安委員会に選ばれ「国家総動員 Levée en masse」された軍隊を再編し「勝利の組織者」となる活躍をした。総裁政府では元老議會議員に選ばれて、総裁となってバブーフ派を摘発して処罰した。フリュクトドール18日のクーデタでスイスに逃れ、ボナパルトのクーデタの後1799年12月の恩赦で帰国し1800年に陸軍大臣となり、護民院議員となったがボナパルトの終身統領制と帝政樹立に反対して護民院解散後引退したが、1814年に復帰してナポレオンに仕え百日天下では内務大臣となる。王政復古後はプロイセンに亡命した。*Ibid.*, pp. 189-191

いる。第Ⅱ節では主として革命の過程で生み出された軍隊の規律と組織化について当時の第 1 次資料を用いて詳しく省察している。しかし軍隊の規律と組織化についての叙述はデュボワ・クランセとラザール・カルノーを中心に述べられていて第Ⅰ節と第Ⅱ節の議論の基調は連続しているので、以下では第Ⅵ章全体を通した要約とした。

この章の冒頭でジョレースは「では如何にして通常民兵 *milices* と呼ばれている本当に国民の民主的民衆的軍隊を組織するのか？ 民兵という言葉は漠然としている。多くの軍事著述家にとって民兵は混乱した大衆を、危機の時にわか作りの軍隊を数的に規模の大きい国民感情の高揚によって組織された軍勢を補完する軍を意味している⁽⁶⁹⁾」と見ていた。フランス革命についての有名な著作を残したこの主題についての専門家であるジョレースは水を得た魚のように俄然彼のフランス革命についての博覧強記の実力を発揮する。

「共和政スイスの強力な民兵は常に国民を防衛する準備が出来ている本物の常備軍である。軍の役割において常備の国民が果たしている。フランス革命は最も高揚した時期に民兵についての明確なヴィジョンを持っていた。かなりの模索と試練の時代を経て大革命の軍隊は生き生きとした均衡にたどり着いた⁽⁷⁰⁾」とジョレースは見ている。フランスにスイスの民兵制度を移入するまでもなく、フランスには民兵の伝統があったとジョレースは主張したいのである。

ジョレースは最初にフランスでの民兵制度の経験を 1792 年の危機に瀕したフランスの大量徴兵の時代と 1870 年の敗戦直前に追いつめられた際のロレーヌ戦線でのガンベッタの民兵の 2 つを挙げているが、その後の叙述は憲法制定議会のもとでの国民衛兵の軍隊の編入の歴史から始めて、1792 年 4 月に立法議会はオーストリアに宣戦布告し、長い戦乱の時代が始まるにいたる。8 月 10 日事件以降成立した国民公会のもとでの軍隊の歴史を次に叙述する。彼の叙述は立法議会の末期に始まるカルノーの軍制改革の努力についての叙述

(69) JAURÈS, Jean ; *L'Armée nouvelle. op. cit.*, p. 184

(70) *Ibid.*, p. 188

に始まり、勝利の組織者カルノーの下での志願兵（義勇兵）制度についての分析に入り、カルノーの軍隊について詳細に述べる。特にラザール・カルノーが1792年に「祖国は危機に瀕す」宣言以降に行った大量徴兵を如何に組織し編成していったかの過程についての叙述は極めて詳細である。

しかしジョレースの本当の関心は旧体制から引き継いだ職業的軍隊からなる戦列兵 *armée de la ligne* と革命が生み出した志願兵 *volontiers* を結合させた「アマルガム *amalgame*」制度が作り上げられた事実にあった。実はアマルガムの制度は自然発生的にヴァルミーの勝利とジェマップの戦いにおいて既に作り出されていたとジョレースは考えていた。しかし当初は革命派の将軍たちでさえ、志願兵の部隊は旧来の戦列部隊に編入させようと考えていたらしい。また旧来の戦列兵たちは革命と王政への忠誠のはざままで動揺しており、長い兵営暮らしで健康を害しており、士官の数も少なく、戦線離脱と裏切りも相次いでいて、戦闘に習熟していないが愛国心と共和政を熱烈に支持していた志願兵を当てにしなければならない状況にあったといい、戦列兵1大隊と志願兵2大隊からなる半旅団を編成せざるを得なかったという。士官の選挙制度も戦列兵にも導入され、選挙制度は兵役経年も加味され、将官は政府によって指名されるなどの工夫もあって次第に定着していく。伍長などの下士官は完全に選挙で選ばれたが、半旅団長は3分の1が従軍経年で3分の2は陸軍大臣によって指名され、師団長は議会の批准を経て政府によって指名された。連隊長は兵役経年や大隊長（大尉）の運営委員会で選ぶなどした。

この「アマルガム」制度を作り上げたのはカルノーではなく同じジャコバン派の軍人デュボア-クランセであった。しかし「アマルガム制度」を定める1793年2月21日法は成立しても、実施されるためには多くの障害があったという。カルノー自身当初は「アマルガム制度」に反対であったが、スイスの制度のように出征前に故郷の市町村（コミューン）での訓練を受けるという条件で受け入れるようになった。他方で旧来の戦列兵と士官・下士官からの反対があり、議会ではジロンド派が真っ向から反対した。士官が兵卒の選

拳によって選ばれる制度があって、旧来の戦列兵の士官は選ばれない可能性があったので戦列兵の士官たちは反対した。また志願兵では敵軍の職業的軍隊と戦っても勝利する見込みがないと反対した。しかしジロンド派は失墜し、貴族出身の士官たちは戦線離脱した上に、アマルガムの部隊が実績を積んで戦勝を勝ち取っていった。志願兵の中からやがてドゥセー DESAIX やオッシュ HOCHE⁽⁷²⁾、クレベール KRÉBER などの伝説となる優秀な指揮官も育っていった。

この章の結論として次のようにジョレースは言う。「デュボワ-克蘭セを特徴づけるのは計画に大いに執着したことであり、考えを断念せずに統一と継続性を壊すことなくフランス革命の常により大胆でより巨大な動きに適合させることであった。明らかに1789年の最初の素案では、120万人もの膨大な第3列の兵士に極めて消極的な役割しか与えなかった。彼はその兵士たちに幹部を配備し教育し編成することに十分な配慮を払わなかった。1793年に祖国の増大する危機の衝撃のもとに自由が脅かされて国民そのものが軍隊となり、彼は兵士に教育と幹部配備を行わなければならなくなった。疑いなくフランス革命は揺るがずに、デュボワ-克蘭セは革命的なそして最終的には勝利した民主政治の計画を提案するように行き着き、平和をもたらした

(71) ドゥセー DESAIX、(本名ルイ・シャルル・アントワヌ、デ、ゼクス Louis, Charles, Antoine, DES AIX) (1768年-1800年) ピュードゥー-ドーム県の貴族の家に生まれてエフィア王立士官学校を卒業後士官になったが、亡命を拒否して平民の名前ドゥセーを称し、革命軍を指揮して活躍、将軍となって、ナポレオンのエジプト遠征に同行してナイル上流の行政で功績を挙げて「正義のスルタン」と称された。イギリス軍のシドニー・スミス将軍と撤退の協定を結び、1800年5月にトゥーロンに帰還してボナパルトのイタリア軍と合流しマレンゴの戦いでボナパルト軍を救って彼は戦死した。SOBOUL, Albert ; *Dictionnaire de la Révolution française. op. cit.*, pp. 343-344

(72) オッシュ、ルイ、ラザール、HOCHE, Louis, Lazare (1768年-1797年) 父の跡を継いで王立ガラス工場の馬匹係職員となったがインド渡航後に軍隊に勤務してフランス衛兵隊の士官となり軍人としての才能を開花させて将軍となり、大公安委員会のもとでも活躍したが、一時解職されて投獄された。間もなく釈放されて戦線に復帰してキペロンの勝者となりヴァンデ戦争を勝利に導いた。1797年に噂されるような毒殺ではなく結核で1797年9月9日にヴェツラーの陣で死去した。Ibid., pp. 551-554

が、彼は1793年と1794年の膨大な努力を忘れなかったであろう。この大量の兵士の経験不足が生み出した困難を忘れなかったであろうし、フランス革命の初期の彼の素案よりもより真剣に兵士たちを編成することを考えたであろう。しかし1793年と1794年のアマルガム制度に1789年の制度の本質的特徴を再発見する。同様に1789年から1793年まで士官昇進手続きが民主的な方向に発展した。1789年のデュボワ-克蘭セの計画では各階級は同じ階級のものからより上級の階級を望むものを選んだ。1793年には低い階級の人材に空きを補充する場合、兵卒まで含むすべての大隊の構成員が候補者を出すことが出来た。しかし未だそこには、選挙原則と推薦と提出された名簿からの上官による選抜という制度の全体的特徴が残されていた。状況が進展して、デュボワ-克蘭セとカルノーの制度が自然の成り行きで少しずつ接近して重なり合うことは必然であった。デュボワ-克蘭セは大量動員兵により大きな組織の価値を与えるように努力し、カルノーは軍事教育が完全にまとまりがない状態に放置しないで、兵士-市民に集中的教育を行い、中央の推進力というものを彼らに伝達するために大規模な集合ごとに教育を行う必要性を認めた。今日さらに我々が追求するのはこの全体的方向である。フランス革命は、その正常な民主政治の歩みが中断されずねじ曲げられずに、今日フランスの軍事的再編が行っているよりもずっと少ない割合で入営化と職業的軍隊化させる軍事的再編に行き着いたが、しかしフランス革命は教育と軍隊生活をカルノーの時代のスイス民兵制度よりもより集中され、より組織化されたスイス民兵の現在の制度が行っているよりもより強固に中央集権化したと私は考える。最も根強い伝統と、フランスの革命的民主政治の最も大胆な熱情と、救国 *salut* の当時おける必要性に同時に応えるものであったと私が考えるこの制度はそれゆえいわばデュボワ-克蘭セとカルノーの総合であった⁽⁷³⁾としてこの2名のフランス革命期の軍事指揮官によって「新しい軍隊」で構想する基本的枠組みが示されたと見ている。

(73) JAURÈS, Jean ; *L'Armée nouvelle. op. cit.*, pp. 271-272

7. 第七章 「新しい組織化の理念—掩護部隊—軍幹部についてのフランスとスイス」

第七章の「新しい組織化の理念—掩護部隊—軍幹部についてのフランスとスイス」ではスイスの民兵制度に影響を受けた人民の軍隊である民兵についてジョレースは説明する。フランスでは革命期以来多くの軍事指導者や軍事理論家がスイスの民兵制度から多くの影響を受けていて、またその理想化には多くの批判があった。彼はスイスの制度を無批判に受け入れているのではないことを強調し、単なるスイスの制度の移入と誤解されないように用心する。しかし第 2 インターナショナルの多くの思想家がブルジョアの軍国主義的軍隊に対するアンチテーゼとして「全人民の武装」を提唱する時、スイスの民兵制度が念頭にあったことは否定できない。

この章の冒頭でジョレースは言う。「世界で実施されている軍隊制度の中で民主的で民衆的な軍隊の理想に最も近いものはまさしくスイスの制度である。兵営滞在期間を最小限にし、地方 régional ばかりでなく地域 local で兵員徴募を行い、地域単位 unité territoriale で健全な市民大衆を編入することでスイスの制度は最も根本まで軍隊生活と市民生活を混ぜ合わせている。しかし私はただそのままに単純にスイスの制度をフランスに移入しないよう気をつけている。移入する場合はフランスの生活の諸条件に適合するよういくつかの大きな修正を行うべきである⁽⁷⁴⁾」と言って彼は「第一に常備軍教育に関して、特に幼年期と少年期の教育についてフランスでは慣習が欠如しているので法の手で補う必要がある。この慣習はフランスではすべての市民は意識が改善されてカーストと階級と征服する精神のあらゆる汚染から解放された軍事的義務の必要性和美点を理解して**社会正義の自由な発展のために国民の独立を守る**（ゴチックによる強調部分は原文では大文字）と言う崇高な目的にたどり着いて初めて作られるであろう⁽⁷⁵⁾」と指摘して幼年期と少年期の教育重要さを強調する。「スイスでは 1874 年以来『10 歳から通学するか否

(74) *Ibid.*, p. 273

(75) *Ibid.*, pp. 273-274

かにかかわらず小学校を卒業する年齢まで州の配慮で軍役準備のための体育の授業に出席しなければならない』と定めている。すなわち知っての通りスイスでは14歳まで義務教育である。小学校教員は師範学校でこの教育を準備し、また新兵学校（すなわち兵営での数週間）で体操の教師となって準備する。スイスの法律はさらに小学校卒業から軍に招集される期間、成人は軍役準備のための体育の授業に出席し続けて、18歳から20歳まで射撃訓練に参加することを定めている⁽⁷⁶⁾。法律では原則を定めているだけで詳細は州政府当局と熱心な市民によって実施されているが、フランスでは厳密に法律で定める必要があり、政治の介入を許さず民主主義と国民独立と平和の精神で国民自身によって実施されなければならないとジョレースは付け加えている⁽⁷⁷⁾。10歳から少年は兵士のように地域的部隊に属し、地域は出来るだけ限定されていることが望ましいとされる。中等学校では決まった日に体操と行進と射撃の共通な訓練を受けさせる。様々なスポーツ競技を奨励して賞を与え、世界平和と将来の社会正義が実現される社会のために健康と勇気という価値を理解させることに務める⁽⁷⁸⁾。フランスにはスイスにはない革命的伝統があると強調する。フランスでもスイスと同じように兵営は新兵の学校であるが、スイスのように2か月か3か月ではなく6か月にするのはスイスのような自発的に軍事行動をとる新しい慣習を作るためであるとジョレースは言っている。「こうして教育され地域部隊に構成されたこれらすべての兵士は21歳から34歳まで本物の現役兵を形成するであろう。均質な大軍となるであろう。これらの兵士は彼らが行う13年間の現役 service actif の間に8回訓練と軍事演習のために招集を受けるであろう⁽⁷⁹⁾」⁽⁷⁹⁾と言い、小規模部隊での演習は11日間、大規模軍事演習は21日間続くと言う。

彼が構想する新しい軍隊では彼の基本的概念である「掩護部隊 troupes de

(76) *Ibid.*, p. 274

(77) *Ibid.*, pp. 274-275

(78) *Ibid.*, p. 277

(79) *Ibid.*, p. 280

couverture」で大きな役割を果たすとジョレースは言っている。防衛の要衝である東部国境地帯では「東部地方自体が、(ジョレースが提案した——筆者注) 新しい制度で組織されて最初の突撃攻撃 choc を持ちこたえるためにずっと大きな、今日の制度よりもずっと迅速な軍勢を手にする事が出来る。東部地方のすべての市民が国土防衛軍部隊に編成されると想定しよう。歩兵中隊のすべての兵士は同郷人である。同様に同じ騎兵中隊と同じ砲兵中隊に所属する兵士は出来る限り狭い空間から集められる。もちろん動員は非常に迅速になり、10万の掩護部隊の兵士が攻撃の最初の突出部から国土を守っている間に、東部地方の21歳から34歳までの健全な全市民は第2戦線の膨大な結集を、第2の膨大な掩護部隊を形成して、その背後ではフランスの残りの総員結集である200万人の現役兵士が私の制度により制度化されて完全な安全保障となる。あるいは彼らだけで掩護の役割を十分に果たす事が出来る⁽⁸⁰⁾」とジョレースは構想する。彼の念頭にあったのは、カルノーとデュボア-克蘭セの大量動員した軍が旧来の軍とアマルガムによって国内から侵略軍を駆逐したフランス革命時代の先例であったに違いない。

ところでスイスのように銃を自宅に保管する場合の危険性について、スイスでは弾倉箱を自宅に置いていないが、銃弾を訓練のために購入することは可能であっても、軍隊がストライキ労働者を銃撃した際にも労働者は銃を使用しなかったことを強調している。少年や精神の疾患者が銃を手にする危険性や自殺や犯罪者の使用についても触れているが、銃の保持をとりやめなければならぬほどに社会的事件はないと言っている。

第Ⅶ章の後半部ではスイスとフランスでの軍幹部養成制度について論じている。「ここではそれゆえ発展をさらに進めて、私は軍幹部養成のために職業的士官の常設的幹部にほとんどすべての指揮能力を任せる今日の制度と、常設的幹部の役割をほとんど新兵教育に限定して指揮能力の部分がきわめて小さくするスイスの制度との中間的組合せを提案する。スイスでは教官は本

(80) *Ibid.*, pp. 282-283

来の位階序列制を持つ特別な軍隊を教育する。この位階序列制は第105条と以前の規定をこの点ではほとんど残している1907年11月3日人民投票で定められた連邦新法に従って『教官団は新兵教育の指導と特殊学校の幹部の教育のために制度化される』と述べている⁽⁸¹⁾とジョレースは言っている。各兵科、各学年、そして郡ごとの教官数も厳格に定められていることを彼は数字を挙げて示す。教官は軍の指揮権にはたずさわらずに、教育に専念すると言う。教官は新兵の教育を行うが、新兵が各部隊の単位に配属された後の教育は行わず、部隊の士官が行うと定められていた。

スイスでは士官は下士官を経なければ成れない。士官になるための資格は普通の理工科の大学であるチューリヒ理工科専門学校(エコール・ポリテクニク)の士官準備課程で与えられる。そのほかは例外なく下士官を経て士官になる制度で、下士官準備学校を卒業後に士官準備学校に入学すると定められている。その教育内容についてジョレースは詳細に述べている。彼はスイスの士官の徴募と昇進について3つの特徴を指摘する。第1は士官や下士官の任務は選抜された場合には義務を逃れられないことである。第2は士官の社会的出自の割合は完全なもので、最も低い階層からでも能力に応じて昇進を保証されていることであり、民主的の制度が補償されているという。他方で直接士官に昇進できるチューリヒ理工科専門学校では、軍事以外の建築学や機械工学などの専門課程が設置されていて軍事教育課程に進むことは任意である。第3の目立った特徴は各段階の昇進は最上層の参謀本部の士官候補にいたるまでそれぞれ短期間ではあるが新たな教育が市民に要求されることである⁽⁸²⁾。新兵学校を卒業後に下士官の伍長、軍曹、曹長のそれぞれについて郡 arrondissement で中隊を可能な人数の小隊に分割して兵科ごとに20日間教育がおこなわれる。教育は多岐にわたり掩護や野営に設置法などで射撃にいたっては理論から距離測定訓練、個人的射撃、集団的射撃などに細かく分けられている。士官についても同様に歩兵士官候補生について80日間教育を受

(81) *Ibid.*, p. 295

(82) *Ibid.*, pp. 297-300

ける。中尉の射撃訓練はヴァーレンシュタット Wallenstadt に、駐屯地部隊指揮官の特別戦術講義はゴタール Gothard とサン - モーリス Saint-Maurice⁽⁸³⁾で行われた。騎兵の士官準備学校はベルンで80日間教育が行われた。歩兵、騎兵、砲兵、工兵など兵科ごとの下士官と士官の教育課程は教育期間も教科内容も多様であり、カリキュラムは詳細に定められていた。参謀本部の最上級士官養成のために、階級別に4校に分けられた中央学校が設置されていた。参謀本部は兵科ごとに軍団、師団、旅団、連隊などが統一されていた。

軍の最高指導組織としては連邦議会が任命する連邦評議会の評議員が陸軍省 Département militaire の参謀本部長、歩兵局、騎兵局、砲兵局など16の局の16名の局長 chef de service もしくは兵科長 chef d'arme を任命して指導した。これらの任命は選挙制度ではなく連邦議会が選ぶスイス民主政治の執行部である連邦評議会が行った。⁽⁸⁴⁾士官の任命権は各州にあったが、士官候補の名簿は連邦評議会が選ぶ教官長に送られて、相応しくない候補を排除できた。最上層の士官の適格証書は陸軍省大臣が議長を務める軍団長と参謀本部長と歩兵兵科長からなる州の代表が参加しない「国民防衛委員会」が授与するので、ジョレースはこの点に国民と民主政治が直接に反映しないと問題⁽⁸⁵⁾にしている。

ジョレースに依ればスイスの下士官と士官教育は民兵という語が想像させる初歩的で大まかなものではなく、緻密であるとともに民主政治との協調がはかられていたと指摘する。しかし政治的民主主義の時期から社会的民主主義に移行すると、教権主義的保守的なスイスのブルジョアジーと民衆との乖離が生まれ、士官に民衆や労働者がもっと代表されべきであるとの見解が生まれ、社会党と組織された労働者によって改革がなされるであろうと彼は見ていた。

軍隊の幹部養成について言えば、フランスの軍幹部を養成するサン - シー

(83) *Ibid.*, pp. 303-305

(84) *Ibid.*, pp. 318-319

(85) *Ibid.*, pp. 322-323

ル士官学校と理工科専門学校 (エコール・ポリテクニク) は極めて厳格に軍の上級士官を養成するために設立されたエリートの学校であり、民主的制度は排除されているとジョレースは見ていた。

スイスの幹部養成については「今日指揮権と軍隊のより強固な結合が存在し、地域集団が指揮官を一部で選挙されていて、指揮官の選任により大きな影響を持つようになってこの結合は維持されるべきである。それゆえより広範な単位部隊指揮権と州に割り当てられた民衆の力との交わりは保証されるべきである。それゆえにスイスの士官はスイスとその民主政治の現在の政府が保持しうる最良のものであると見なすべきであるばかりでなく、スイスの士官が全体として彼ら自身の中に生み出された精神的作業とスイスの軍隊そのものの進歩が確証しているように職業的士官との比較に耐えうると見なす必要がある。そして彼らを教育する関心の増大と彼らの技術的準備を増進させることへの配慮は、スイス民主政治の軍事的組織化の中にこそ姿を現しており、かくして民衆的民兵の軍隊の原則が教育と再編の増大する力と両立可能であることによって明らかになっている」とその利点を強調している。一方で「しかし繰り返し言うように、スイスの制度をフランスにこの表現が許されるならば大量に移入することを提案していない。軍幹部の養成と教育に関してはスイスの現行の制度といくつかの重要な点で異なったものを提案⁽⁸⁶⁾している」ことをこの章の末尾で強調している。

8. 第八章の「軍幹部の養成と教育—いわゆる出身単位 (割合・パリティ—) について」

第八章の「軍幹部の養成と教育—いわゆる出身単位 (割合) について」と第九章の「士官と労働者組織—大学当局」では彼は軍隊の幹部養成と士官の徴募並びに育成について、ジョレースは具体的提案とその内容についての詳しい説明を行っている。彼が議会活動と政治的实践に生涯の大きな部分を

(86) *Ibid.*, p. 330

費やしたドレーフス事件を契機に、彼はこれらの問題の重要性を発見したのである。ドレーフス事件は軍部の位階秩序制（ハイアラキー）と参謀本部と士官組織が国民と民主政治と共和政との間の分裂を見いだした。

第Ⅷ章の「軍幹部の養成と教育—いわゆる出身単位（割合）について」の最初で重要な問題は士官であって下士官ではないとことわった上で、フランスは現在3,1000の士官を保持しているが、そのうち6,000人は部下の兵卒がない参謀本部や軍医などの士官であって、その3,1000人という士官の数は現役兵に割り当てられていて、動員令によって予備役が動員された場合には人数が足りない指摘する。予備役の士官の数は18,000人いるが、彼の言う民兵的軍隊に再編すれば50,000人の士官が必要となると見積もった。短期しか入営させない市民の兵士からなる新しい軍隊ではすべてが職業的士官である必要はないし、予算不足もあってその数を満たすことは出来ないという。

「フランス革命ではアマルガム方式で戦列兵の古い軍隊の1大隊と志願兵の2大隊で旅団は構成されていたのだから、同様に市民兵の士官幹部は3分の1か4分の1がフランスは彼らに可能な限り高い程度の一般的教養と専門技術的教養を求めているまた民主政治において軍事科学の最高の教育を体現する専門家すなわち職業的士官で構成されるべきでありし、少なくとも3分の2の民間の士官は彼らの軍事教育が自分の生活を武装した国民の科学的で民衆的な組織化にあてている士官による実習と模範と協力によって強化された士官で構成されるべきであると私は思う⁽⁸⁷⁾」と市民兵の幹部士官の構成について提案している。そして後者の3分の2の士官のうち半分は短い経年の下士官と士官から一般教養についての厳しい試験によって選拔し、残りの半分は指揮権についての能力を示しと士官への準備クラスを受けた市民兵の下士官からの昇進で徴募することを提案する。「かくして士官幹部の徴募はそれぞれほぼ3分に1ずつを供給する3つの源泉から形成されるであろう。職業的士官と、青年期から高い一般教養によって軍事教育の高いレベルを達成す

(87) *Ibid.*, p. 333

る民間の士官 *officiers civils* と彼らの能力で士官の地位に昇進させられる元下士官であり、私は彼らも民間の士官であると思う。そこから指揮権の可能な限り強力な編成と、現在のフランスが知的で社会的発展により手に出来た知性と科学とエネルギーのすべての資源が最大限利用されることになる⁽⁸⁸⁾とジョレースの3つのカテゴリーの士官のそれぞれの役割と特質を描いている。

次に一般に言われている士官の「出身単位 (割合・パリティ) *unité d'origine*」について論評する。「出身単位」は労働者大衆が文化的知的手段を奪われている現状では労働者出身の士官を輩出して割合を改善することは簡単には出来ないとジョレースは予想していた。「出身単位」はドレーフス再審のために献身したアンドレ陸軍大臣とピカール陸軍大臣のもとで懸案のままとなっていて、急進社会党の議員アドルフ・メシミ議員が特に問題にしたもので、労働者・民衆階級の出身者を増加させ、あるいは特権的階層出身者の多いグラン・ゼコールを改編して階級別・出身校別の割合を民主的に改革しようと言う急進社会党政権の意向を表明していた。しかし現状では直ぐに「出身単位 (割合)」を改革できるというのは幻想である⁽⁸⁹⁾とジョレースは強調している。

また1905年組織法で将来の士官はサン・シール士官学校と理工科専門学校の学生を入学後に連隊での兵卒としての生活を義務づけたことについては兵卒の生活を経験することは有意義であるが、臨時的平等は虚構であって意味を持たないとジョレースは言う⁽⁹⁰⁾。

未来の士官は、最初に必ず下士官としての経歴の中で能力を認められなければ士官には成れない制度を彼は構想し提案している。この構想にもスイスの制度が影響を与えている。スイスではチューリヒ理工科専門学校 (ポリテクニク) の軍事部門卒業生をのぞいては、すべての士官は下士官を経験しなければならなかった。そして彼は軍事部門でのグラン・ゼコールであるサ

(88) *Ibid.*, p. 334

(89) *Ibid.*, pp. 334-335

(90) *Ibid.*, pp. 336-337

ン-シール士官学校と理工科専門学校（エコール・ポリテクニク）の廃止を主張する。これらの学校が古びた不十分な教育機関であるからだという。

当時のフランス軍の幹部養成制度に異議を唱えたのはジョレースに限らなかった。1907年7月30日に共和国大統領にあててピカール陸軍大臣が極めて短い下士官学校再編についてのデクレを出すための報告を提出している。また予算委員会の名前でサン-シール士官学校と陸軍大学の卒業生で陸軍士官出身の上述の急進社会党アドルフ・メシミ議員が⁽⁹¹⁾1907年と1908年に報告を出している。また学校委員会の1906年5月の報告は1907年のメシミの報告の参考資料で詳しく分析されている。ジョレースはこの章にこれらの文書を引用して一貫性に欠けるとして批判している。

メシミは2年兵役法の審議の頃に軍幹部の民主的改編のために完全な「出身単位（割合）」を提案した。この章でメシミの1906年の報告が中途半端で妥協的であったとして批判した。しかし彼の報告ではサン-シール士官学校と理工科専門学校の廃止は猛反発を受けるのでサン-シール士官学校と理工科専門学校の廃止ではなく士官学校と下士官学校の平準化を、すなわち士官学校と下士官学校の閾を取り払うことを提案した。士官学校は特権的で下士官学校は学業を重んじていないと言うのだ。当時サン-メクサンやソミュールやヴェルサイユなどの下士官学校に士官学校や理工科専門学校の試験に落ちた者たちが入学していたこともメシミは考慮した。ジョレースはメシミが「出身単位（割合）」を考慮するあまりに下士官学校の学生に上官からの推薦や部隊での勤務上の評価を学業成績の不足分を埋め合わせるために加点するべきであると言っていることを批判し、論理的解決策は将来の士官全員に高い軍事的教育を与えるための熱心な努力にかかっている、そして幼児期から民衆・労働者出身の士官を育成することが重要であるとジョレースは⁽⁹²⁾いっている。そして士官たちは高い教養と知性を持たなければならないと繰り返しジョレースは強調する。それはフランスの遺産と歴史を知り、祖国の価値を

(91) *Ibid.*, p. 349

(92) *Ibid.*, pp. 360-362

知ることであるからだといひ、士官は階級やカーストではなく国民と民主主義の軍事力であることを知らなければならないという。

「我々はスイスのように職業的士官として新兵の教育を任務とする士官しか受け入れないとすると、フランスには4,000人の職業的士官が必要である。まずスイスの軍隊の教員士官が200人であるからフランスの人口の割合から見た場合10倍に増やす必要がある。フランスの新兵に求める兵役期間がスイスの新兵が最大求められる時間の約2倍であるので同じ1名の教官が同年度にいくつかの班を教えるのははるかに容易ではないからさらにこの数字を2倍にして約4,000人が必要である。」しかし士官たちは部隊の指揮を行わなければならないから、全幹部の3分の1を占める職業士官は15,000人か16,000人になる。この数ならば定期的招集を受ける少年と青年の初期軍事教育も可能となる。しかし士官自身の研究と教養的知識と専門技術的知識の拡大と更新を含めれば仕事は膨大なものとなるので、共同体の組織と市民のヴォランティアと民間の士官全体の助けを借りなければならなくなって民主政治なしには成り立たなくなる。

ここで次のことが問題になるとしてジョレースは次のように言う。「今私が言わなければならないのは今日存在する一つはグラン・ゼコール出身の士官と兵卒出身の現役軍の士官の間と、もう一つ現役軍の士官全体と予備役の士官との間の相互不信から起因する少なくともいくつかの困難であり、それらの困難は私が構想した組織では消えてなくなる。このことによって今日の現役軍の内部でグラン・ゼコール出身の士官と兵卒出身の士官との間の対立が生まれている。異なった出身と不平等な教育によって、対立はいわば同じ次元で直接的競争状態に発展している⁽⁹³⁾」として警告する。現役軍を指揮する職業的士官は予備役の民間の士官に対して軽蔑の感情を抱いているが、これはカースト的な軍隊観から生まれているもので否定されなければならないし、ジョレースが構想する新しい軍隊では予備役と現役の差違は解消され20

(93) *Ibid.*, p. 379

歳から35歳までの国民防衛の不可分の現役軍となるので士官の間にある嫉妬や偏見や侮蔑は国民が予防するし、友好的協力関係が生まれると彼は言う。

1904年には急進社会党コンブ内閣のもとでいわゆる「フィッシュ事件」が起きていた。ドレーフス事件は陸軍の中枢が教権主義的で反共和主義的な将官と佐官で占められていたことを明らかにし、政府は彼らに対抗して、共和政を支持する軍幹部を昇進させるためにフリーメーソンからの情報をもとに軍部の思想調査を行い「フィッシュ（カード）」を作成したが、この事実が発覚し、アンドレ陸軍大臣は辞職しコンブ政権を退陣にまで追いつめた。このフィッシュ作成は軍隊内の不平等な昇進を防ぐためであるとジョレースは弁護したが、上記でのべた「出身単位」の問題はジェズイット系のグラン・ゼコールの進学校出身者で占められていた軍上層部の構成を変えようとした急進党政権の努力であったことを付け加えておきたい。

9. 第Ⅸ章の「士官と労働者組織—大学（ユニヴェルシテ）」⁽⁹⁴⁾

第Ⅸ章の「士官と労働者組織—大学（ユニヴェルシテ）」では第Ⅷ章と同じく、ジョレースは軍隊の幹部養成と士官の徴募並びに育成はきわめて重要な問題であるとして再び論じている。「第一に士官は出来るだけ広範にあらゆる社会階層から徴募されなければならない。もしくはもっと正確に社会という言葉を話すならば、財産の独占が階級を生みだしている社会と言うべき

(94) 1806年5月10日法と1808年3月17日の帝国アクレでナポレオンは「帝国ユニヴェルシテ（帝国全員教員団）」を設置した。この組織のもとに初等教育から高等教育までの全国のすべての公教育組織を管理下に置いた。復古王制下でこの制度は廃止されたが、第2帝政において「ユニヴェルシテ・ドゥ・フランス Université de France」という名で復活して、第3共和政ではユニヴェルシテのものと大学学区（アカデミー）である法人格化した大学学区にユニヴェルシテという名前を与え、大学学区の大学と管理機関を兼務させた。サン・シール士官学校と理工科専門学校（エコール・ポリテクニク）は大学学区の管理運営組織であるパリ・ユニヴェルシテ（パリ大学学区機構）のもとに置かれたが、ジョレースはフランスの世俗高等教育機関のもとに軍事教育機関が置かれた意義を本著の中で繰り返し強調している。それは軍事教育に置いて広い一般教養の知識の習得が重要であるとする彼の持論に基づいている。

であり軍隊とプロレタリアートにとって士官と言うエリートはブルジョアの子弟から徴募でき実際にそうになっているが、また生きた記憶と出自の痕跡を保持しているプロレタリアの息子たちからも徴募しなければならない。そのためにはあらゆるレベルの労働者諸組織が働きかける必要がある⁽⁹⁵⁾」とこの章の冒頭で述べている。しかし恵まれた教育で労働者の親の境遇から離れて別の境遇に入り「出世した者たち parvenus」となったプロレタリアの息子たちほど抑圧された階級の代表だと考えないで特権階級の仲間になったと思い、特に奨学生は自力で途を切り開いたのであると考えがちであるという。それゆえ労働者相互扶助組合や生活協同組合などの労働者組織は労働者出身の子弟に援助を与えて軍の教員や高度の指揮権を有する士官を育てる必要がある、そのために拠金のため負担を構成員に課している組織もあるが十分とは言えない、軍は新しい社会階層を受け入れ取り入れなければ国民的で民衆的な軍にはなり得ない、組織されたプロレタリアートに依拠しなければ軍は強くならないしプロレタリアートも新しい軍の職務の中で役割を果たさなければ強くなり得ないと彼は言う⁽⁹⁶⁾。また軍事科学は人類の叡智であるから閉鎖的であるべきでなく民主主義の自由な精神を持たなければならないとも彼は言い、軍事科学の教員も自由な精神をもち学生も批判的精神をもって必要がある、士官学校も高等師範学校と同じようにパリ大学に所属しているのであるから高等師範学校の学生のように自由に人文科学と自然科学の講義を聴講して、同時に専門の分野も学ぶべきである、専門については極めて明確で詳細な教育を、一般教育については極めて幅広い分野を学ばせる必要があると提唱する⁽⁹⁷⁾。

フランスの軍隊は素晴らしい知的伝統を有するとして中央集権化された君主政の下で13世紀以来貴族たちは開明的でエレガントな文化を有し、軍行政を担ったブルジョアたちは博識で洗練された文化で火砲を完成させ、その後

(95) JAURÈS, Jean ; *L'Armée nouvelle. op. cit.*, p. 382

(96) *Ibid.*, pp. 383-384

(97) *Ibid.*, pp. 385-388

のルネサンスと宗教改革の時代には詩人ドービニエ D'AUBIGNÉ や文人モンラック MONTLUC の時代には自由で闊達な議論が寛容な精神のもとに行われ最良の戦術を生みだし、ブラントーム BRANTÔME は愛と戦争の記憶を物語にした。17世紀前半にはアンリ IV 世とルイ XIII 世という文人の王を生み、ゲズ・ドゥ・バルザック Guez de BALZAC がリシュリユー RICHELIEU に文学の講義を行い、マレルブ MALHERBE やラカン RACAN のような軍人が詩をうたった。デカルトはドイツ戦争 (30年戦争) によって哲学的思索を始め、偉大なテュレンヌは宗教的思索をかさね、ルイ XIV 世のもとのヴォーバン VAUBAN は偉大な思想家でもあったし、戦略家カティナ CATINAT は文人でもあった。ルイ XV 世時代のヴォーヴナルグ VAUVENARGUES を語り、そしてジョレースの博識は革命期のロシュフーコー ROCHEFOUCAULT 公爵や革命期のオッシュ、さらには同時代のガンベッタと軍隊制度改革の旗手であったフレシネに及んでいる⁽⁹⁸⁾。

ジョレースは監獄に入れられたオッシュが看守に求めた本について論じ、「彼はセネカにとどまらなかった。モンテーニュでは満足できなかった。彼はラブレーに行き着いた⁽⁹⁹⁾」と言ったガンベッタの言葉から始めて、オッシュが仲間の中傷で傷つき、死の床で苦しんだ時に軍人として何を思ったかについてジョレースは想いをめぐらした。モンテーニュの「随想録 Essai」で語られた人生観を詳しく論じた後に、ラブレーがオッシュに共和国の軍に忠実であろうと思いとどませたことを論じている。オッシュは革命の途を歪めて専制君主となったナポレオンに対抗できる最後まで共和政の側に立った軍人を代表する共和主義者にとっての英雄であったのである。

その後でジョレースは革命以来の軍隊が果たした功罪について論じる。フランスの軍隊はナポレオンに仕えて革命の自由な精神を失い、不毛で危険な勝利を重ねた後で祖国に屈辱と崩壊をもたらした、その後旧体制の君主政から革命とナポレオン期の残存物は迫害を被り、1848年の共和政ではプロレタ

(98) *Ibid.*, pp. 389-404

(99) *Ibid.*, pp. 396-397

リアートを殲滅させるために、さらには共和政をクーデタで倒すのに用いられた、不人気な政府と労働者階級の敵対のはざままで冒険的な戦争に準備不足のまま突入して祖国を廢墟とした。第3共和政で半ば立ち上がったが復讐という名の下に不安定な役割を隠し、ブルジョア政府は愛国主義の名の下に恐ろしい空虚な軍国主義に軍部を利用しプロレタリアの生き生きとした精神から切り離したと言う。

彼が議会活動と政治的行動に生涯の多くの部分を費やしたドレーフュス事件を契機に、彼はこれらの問題の重要性を発見したのである。ドレーフュス事件は軍部の位階秩序制（ハイアラーキー）と参謀本部と士官組織が国民と民主政治と共和政との間の分裂を見いだした。その意味からして、第IX章におけるドレーフュス事件に割り当てられた部分は極めて重要である。

ジョレースはドレーフュス事件当時の軍部の墮落と知性の欠如についてそしてドレーフュスのレンヌ裁判での軍部がおこなった証言は嘘と言ひ逃れに満ちていてフランスと世界の前に信用を失墜させたことについて次のように言っている。

「知性が隔離とカーストの制度によって歪められた時、国民的思想の中心で生きていなかった時最も狡猾な知性となったことをフランスはレンヌ裁判（ドレーフュス再審軍事法廷——筆者注）で嫌悪の情で目撃した。なんとという策略が軍人の証人であったことか！ なんとという賢さが詭弁であったことか！ なんとという手練手管が原告側であったことか！ これらの陳述の多くは低劣な部類の完璧な傑作であった。策略と詭弁の解釈と、こじつけと見せかけだけの推論と最も偏狭な身内意識 *esprit de corporation* と最も惨めな職業的奢りと最も強情な陰險なジェズイットの憎悪としめして言葉の正確さと思想の安逸さと最も手慣れた『知識人』もほとんど匹敵できないほどの驚愕と仰天と反抗の気持ちでいっぱいにする説明方法によって展開された。なんとという演出であろうか！ なんとという効果の組合せか！ しかしこれはちっぽけなことである！ よく見れば軍隊の名誉と自国と世界にたいする信用を軍部の策謀の繰り糸を隠そうとしてしくじったおぞましい暴露さ

れた犯罪に結びつけてしまったなんという愚かさであることか!⁽¹⁰⁰⁾」と痛烈に軍部を批判している。そして元首相でいくども陸軍大臣を務め軍制度改革に尽力したフレシネがこのコメディに手を貸したことを嘆いている。

その後でジョレースは科学論と学問論を彼の学問的出発点であった形而上学から出発して、アリストテレスの「一般的でない科学は科学ではない」という彼の「形而上学」から出発させて展開している。そして軍事科学もまた科学であるとして持論を述べている。彼はナポレオンの「戦争の技術は死する者（人間）と女神の息子であるアキレスのようなものである⁽¹⁰¹⁾」という言葉引用しながら「軍事科学は精神と省察と熟慮された思想の部分と外的力と偶然と自発的意志の部分とを区別するという最もむつかしい⁽¹⁰²⁾」と言う。劇作家ラシーヌと小説家ジョルジュ・サンドを引き合いに出して人間の意志について論じながら彼は「多分軍事行動の中でこの複雑さが最大である。戦闘が成功するか否かは多数の知的精神的力と多数の物質的力に同時に依っている。地形、気候、兵站、兵士の体の状態、精神状態あるいは心情が高揚しているか無気力かに幸運なあるいは不運な偶発事故にかかっている。何と膨大でやっかいな混合であることか！ 人間の熟慮された意志と導き手の思想とに戻るべきといかに認識するか？ 一つだけの戦闘でさえそこから判断の不安定さが生じる⁽¹⁰³⁾」と言っている。

10. 第 X 章「士気と社会の原動力—軍隊、祖国そしてプロレタリアート」

すでに論及したように第 X 章「士気と社会の原動力—軍隊、祖国そしてプロレタリアート」にはかなりの分量が割り当てられ、フランス近代史における軍隊の役割の説明から始まって、宗教論や文明論を論じ、マルクスの理論の再検討にまで至る、長大な章となっている。

(100) *Ibid.*, pp. 403-404

(101) *Ibid.*, p. 415

(102) *Ibid.*, p. 417

(103) *Ibid.*, pp. 417-418

この著作全体から見て不釣り合いなほどに長大なこの章は I 「国内の弾圧 Les répressions intérieures」と II 「最上層部の準備 La préparation d'un ordre supérieur」と III 「国際主義と愛国主義 Internationalisme et Patriotisme」の3つの節に分割されている。しかしこの3つの節は1910年の初版にはおかれていなかった。前記のように1915年に出版された第2版である「リュウマニテ選書」版において初めて3つの章題が付加される。本文はまったく同一ではあるが節の見出しは存在しなかったのである。

第1節に当たる I 「国内の弾圧」では軍隊はプロレタリアートの支持無しには国民的な軍隊にも民主的で民衆的な軍隊にも成れないとジョレースの持論を繰り返した上で、軍隊が労働者とプロレタリアートからの支持が得られない背景には、軍隊がクーデタや労働者のストライキの弾圧に使われてきたことにあるとして代表的事例にルイ・ナポレオン・ボナパルトによる1851年12月2日のクーデタと、共和派のカヴェイニャック將軍による1848年6月の労働者叛乱の鎮圧を挙げている。またパリ・コミューンで労働者の鎮圧にガリフェの軍隊が利用されたこともティエール政権に利用されたと見ている。しかしマクマオン大統領が共和派の首相ジュール・シモンを解任した5月16日事件でも軍部はクーデタを行わなかったし、ブーランジェ將軍の運動においても彼は軍部ではなく民衆を扇動したのであり軍はブルジョアジー内部の諸党派の主導権争いに利用されたと主張する。しかしドレーフス事件についてはジョレースの見方は少し異なっているように見える。この事件に際しては、軍部が自分を守るために事件の真実を覆い隠すために嘘で塗り固めて、国粹主義者(ナショナリスト)の力を借りてでもあくまでも共和政に対して敵対したと認めている。その結果共和政政府は軍隊改革に取り組まざるを得なくなり1905年には2年兵役法を制定した。しかしアンドレ陸軍大臣は徹底した改革を行う意思に欠けていて、特に地方ごとの軍隊編成を放棄したことを批判している。労働者や社会主義者が軍部に対する信頼を失って軍部

(104) *Ibid.*, pp. 426-442

を共和政の民主的民衆的な軍隊に改革しようと言う意志がなぜ失われていたかを歴史的に分析した後で、彼は彼独自の資本主義論を展開する。

資本主義は封建制度や絶対君主制度の枠を打ち破って誕生して、市民社会を形成したが、必ずしも労働者や民衆を以前の体制のように暴力的手段で抑圧して体制を維持しようとしなかった。目に見える足かせや軛はなくなり、民衆の子どもたちに教育を与える制度を確立し、目に見えない心の中の慣習による強制を作り出した。フランスには共和政を作り出し、イギリスのように民主主義的制度も認めたと彼は言う。それはマルクスが言うように労働価値説と剰余価値説によって搾取が見えなくなっているからだという。そして思想の世界での新しい時代が到来たとして、ヴォルテールやルソー、デイドロなどの思想を彼独自の視点から解説し、キリスト教思想の変化にも注目している。宗教改革とフランス革命は新しい近代社会を形成し、ルターは教権主義と金融ブルジョアとの結びつきを批判したが、ブルジョアジーはキリスト教を放棄せずに宗教に新しい姿と役割を与えたという。ジョレースは資本主義に新しい形を与えたロックフェラーとカーネギーにも触れ、彼らは封建制度のような特権を持つことなしに富の権力を作ったが、彼らは巨万の財産を維持することではなくそれを獲得する過程に価値を見いだしたと指摘する。⁽¹⁰⁵⁾ 彼はこの節で文化的資本主義論を論じている。

第Ⅱ節「最上層部の準備」では「しかし階級闘争の分裂と紛争の激化を通してみて未だに不完全な祖国の統一を最も良く維持するのは、最も強固で現実的な統一を準備するのは、いつも闘争を行えばしばしば憎み合う諸集団を作り出すのはしかしながら同じ国民であり同じ社会であり同じ文明なのである。それは互いに闘う階級すなわちブルジョア階級と労働者階級は彼らの闘いにおいてさえ互いに利用しあっていて、最上級の次元で準備される闘争でさえも互いに協力しあっている」⁽¹⁰⁶⁾ と言う一見不可解な文言からこの節は始まっている。「ブルジョアジーはまずはプロレタリアートにとって偉大で手厳

(105) *Ibid.*, p. 445

(106) *Ibid.*, p. 492

しい教育者であった。最も近代の時代、これら2つの階級の対立が極めてはっきりとしたことが判然としたフランス革命の初期の頃を取ってみてもブルジョア階級は労働者農民階級に無限の奉仕を行った。ブルジョア階級は労働者農民階級に中央権力と国家の奪取という偉大な政治行動を教えた⁽¹⁰⁷⁾として教区陳情書の具体的掲載の項目を例に挙げている。もう一つの貢献はブルジョア階級の階級的エゴイズムであった。最初の勝利の後に選挙権を獲得したが、下層民は選挙権から排除された。やがて普通選挙が認められ、革命の2人の革命の指導者が現れてロベスピエールのように財産権を制限しても貧者を保護しようとする山岳派とジロンド派のヴェルニョーの財産権の自由に執着する指導者が現れる。法の前での平等という民主政治のもとに両者は和解した。マラーは労働力しか生活手段を持たない者のためにギルド制廃止に反対した。その後技術を生産に応用するようになって急速に資本主義は発達し機械化は進んだが、機械は労働者に置き換わることはなく資本主義と労働者は互いに衝突し、闘いながら共通の進歩へと合流し、同じ文化を持った。それはフーリエとサン・シモンの社会主義思想であり、フーリエの改革案は労働者だけではなく全階級に向けられていた。サン・シモン主義もブルジョアエリートによる社会管理と生産の支配を目指した。フーリエ主義もサン・シモン主義もフランス革命を称揚しなかったが、革命の息子であった。彼らはブルジョア文明の理想を拡大して広大な可能性を与えた。フーリエは集団の力と、資本の組合せと協調と協力の理念を普及させサン・シモンは産業の組織化と集中させた生産の管理と銀行の融資を示唆した⁽¹⁰⁸⁾。

やがて社会主義思想が浸透するにつれて闘争は組織化され体系化されて、地域から地方へそして一国の規模を越えて国際的になり労働者階級は恒常的国際的組織を保有するようになり、ブルジョアの側もこれに対応して行動を取った。資本は株式に細分化され預金・貯蓄銀行も数を増して少額の利潤を受け取る者も出てくる。官僚機構が発達して知識人階級も台頭して民主政治

(107) *Ibid.*, p. 492

(108) *Ibid.*, pp. 493-507

も複雑化していく。すべての国でプロレタリアートは絶対的民主主義を求めていくようになってフランスでは元老院廃止を、イギリスでは貴族院の廃止を、ドイツでは議会の民主化と国民主権をもとめて、ハンガリーでは普通選挙を獲得するために闘うようになった。他方で機械化によって労働力の必要は減少せずに生産は拡大してかえって賃金労働が大量にもとめられるにいたった。ブルードンをはじめマルクスらも競争は独占に行き着くと予言したが、その通りにカルテルとトラストの時代を迎えてセオドア・ルーズベルトはアフリカでライオン狩りをした後にパリに立ち寄ってアメリカ資本の独占に対する不満の声を聞いて独占に対する集中排除を考えたというエピソードも語っている。そして多くの矛盾を抱える資本主義に対して、労働者階級は個人の発展を可能にする搾取と抑圧のない民主政治を作り出す使命があると主張する。さらに社会主義の理想は民主政治と国際平和と軍縮の思想と手を組むことが出来るし、また社会保障の新しい時代が到来しているという。そして労働者階級は一つの階級の国家は存在しないし、国家は諸階級の力関係(109)を表現であるといっている。

第Ⅲ節の「国際主義と愛国主義」では、今日の国家をあえて特徴づければ、プロレタリアートの勢力が増大しつつあるブルジョア民主政治であると公式化できるという。その内容についてブルジョアジーから政治的特権が奪われて普通選挙が実現し、すべての子どもたちがドグマから解放された学校で最低限の教育を受けることが出来、労働者が危険に脅かされることなく団結権を保持して、少しの危険はあるが減少しているストライキ権を行使できて、その民主政治に必要な綱領の要求項目によって生きる条件を引き上げ、革命的変革の思想を広げることが出来る、そして近代的な軍隊を創設できてなり行きとして軍隊は民兵制度になり国家の砦の中心部にまでたどり着くことが出来ると言う。そして「自分の力について本当に自覚することは、力を増進することであり国家内部で労働者階級が一大勢力になるには民主政治に

(109) *Ibid.*, pp. 507-515

において系統的な行動で自分が出来るすべてのこと知ることだけが出来ていない⁽¹¹⁰⁾」とジョレースは指摘する。この箇所では労働者階級が要求するプログラムをどこまで獲得してきたか、そしてこれからどこまで獲得できるかを総括して次のように言う。

「プロレタリアートはそれゆえに祖国の外側にはおかれていない。1847年にマルクスとエンゲルスの共産党宣言が労働者は祖国を持たないという有名な言葉を公表してしきりにあらゆる意味で繰り返され利用されてきたが、この言葉は情熱的な警句でしか逆説的な反論の言葉でしかなく、しかし共産主義を祖国の破壊者であると非難したブルジョア愛国者の論争で誤解された反論の言葉でしかない⁽¹¹¹⁾」として共産党宣言の有名な言葉を否定している。そして「またマルクス自身も彼の公式の意味を急いで修正して限定しようとした。彼はすぐさま次のように付け加えた。『おそらくプロレタリアートは先ず政治権力を征服しなければならないし、主権を持つ国民的階級として自らを打ち立てられなければならない。そして自分自身を国民として構築しなければならない。この意味で未だ国民的なるものに結びついている。しかしそれはブルジョアジーが言っている意味ではない⁽¹¹²⁾』」しかしこの修正では政治権力を征服していないから祖国の主人公になっていないという意味で使われたとしても不十分でやはり警句として発せられた言葉であり、当時は普通選挙制度をまだ認められていなかったからであるとジョレースは言う。

彼の労働者階級と祖国の関係についての理解は当時のフランス社会党 SFIO においても第2インターナショナルの社会主義者の中でも特異なものではなく、普通選挙制度を獲得した後は労働者階級は祖国を持ったと言う言説が多くの社会主義者によって繰り返され、むしろ「労働者は祖国を持たない」と言う「共産党宣言」の言辞を教条的に理解して侵略からの祖国防衛まで否定するギユスターヴ・エルヴェは、フランス社会党 SFIO 内部でも第

(110) *Ibid.*, p. 538

(111) *Ibid.*, p. 538

(112) *Ibid.*, pp. 538-539

2 インターナショナルにおいても完全に孤立していたことは第 2 インターナショナル・シュトゥットガルト大会においてもそれに先立つフランス社会党大会においても明らかであった。

そして 1848 年革命の時代は民主主義と国民の独立が重大な課題であって、労働者階級は政治的民主政治を通して社会的民主政治に到達しようとしていたと見ていた。ロシアのツァーリズムによる反革命が西欧の民主政治にとって脅威であり、1859 年にはマルクスはナポレオン三世がイタリアの独立のためとの口実でのイタリア統一戦争行ったが、やがてドイツを支配する戦争にいたることを警戒し、ゲルマン世界の統一の保持が西欧の文明に必要であると考えていたとマルクスはラサールへの書簡で書き、ラサールはマルクスにフランスの戦争にはドイツの全民衆が立ち上がらなければならないし、その際にドイツの政府は国内の民主政治を認めるであろうと答えたという。一方マルクスもボナパルトの独裁がヨーロッパの自由に脅威を与えているとみていたと指摘する。⁽¹¹³⁾

民主政治が発展し国民が形成されると新たな目標として政治的民主政治を社会的民主政治に置き換えようとする動きと、全世界の労働者と社会正義の力で世界的平和を実現しようとしている。

そしてジョレースはアナトール・フランスの祖国は土地所有に結びついているとジャンヌ・ダルクの生涯についての著作で言っていることを厳しく批判する。祖国は土地所有に基づいているのではないとしてペリクレスの民主主義はそうではないし、ローマは制服による土地拡大で危機に瀕し、カイウス・グラックスは土地所有に強欲な貴族階級に対抗して農村部平民の小土地所有者の民主政治を再興しようとしたばかりではなく、商業と金融で富を蓄えた騎士階級にも支持を訴えた、グラックスは土地の力と商工業の力でローマの愛国主義を再建しようとしたが都市部の中産階級は征服した領土の管理を支えるほどに強力でなく政治的な力も持っていなかったからローマは解

(113) *Ibid.*, pp. 541-545

体したと彼は言う。ガリアは交易のネットワークが発展したことで成立し、メロヴィング帝国と大シャルルマーニュのあとに細分化された土地所有に基づく中世の封建主義のもとでは人間間の関係は封建的主従関係でしかなくなっていたが、これにつづいて王権は発展し、ブーヴィーヌでフィリップ・オーギュスト（尊厳王）が武装した自治都市民の力で勝利したのも、ジャンヌ・ダルクの国民的運動も土地所有に基づくものではなく、この時代のフランスでさえ自治都市が土地所有よりも大きな勢力になっていたし、熱烈な愛国主義は土地所有の利害関係から離れており、外国の専制君主からの解放は国内の封建的隷属からの自由と農民に土地の解放へと転化した、そしてフランス革命は土地所有よりも民主政治のもとでの尊厳と行動の自由をあたえたと言⁽¹¹⁴⁾う。ジョレースの祖国の概念と定義についての作業は極めて歴史的分析に依拠している。

「こうして祖国はもっぱら経済的な範疇の根拠にではなく、階級による所有の狭い枠組みに閉じこめられない。祖国はより有機的な深さと精神的な高さを持っている。祖国は人間生活の基礎に根を下ろす根元によって作られており、言ってみれば人間の生理学に根本をおいている。人間諸個人は常に多かれ少なかれ家族の大きな基礎である血統と血縁の関係よりも広い諸関係が可能である。しかしこれまで地球上の生活の諸条件は単一の社会を形成することを不可能にしている。土地は人間より大きく、土地は人類に分散の法則⁽¹¹⁵⁾を課している」し、祖国という集団は歴史・宗教・気候・戦争・芸術などの影響を被ってきたとして祖国という大きな歴史的集団の枠組みを受け入れる。

ジョレースはホップズの新しい解釈を行う。「万人が万人に対して狼である」といホップズの言葉を人は誤解している、すべての市民による相互の保障によって国家によって市民社会では万人の万人による戦争は回避されているが国際社会では自然状態が支配していて人間は人間にとって狼であり続け⁽¹¹⁶⁾ていると言っているのだとジョレースは言う。

(114) *Ibid.*, pp. 545-553

(115) *Ibid.*, p. 553

ジョレースに依れば祖国を逃れる方法は 3 つあり、第 1 にはこの歴史的集団を小さな集団に解体することであり、これを社会主義者は望まないが、中央集権国家を連合か自治都市か職能集団にして祖国を変えることであるが、提案者は祖国を廃止することを望んでいない。プルドンは根っからのフランス人なのである。第 2 はすべての祖国を 1 つにして人類の統一を行うことである。これは恐るべきカエサル主義（独裁政治——筆者注）であり抑圧的な帝国主義である。第 3 に祖国を廃止せずに祖国の独立と独自性とその天性の自由を失わずに祖国を人類へと高める方法がある。⁽¹¹⁷⁾ 革命的サンディカリストは最近のトゥルーズ大会で祖国を倒せ、世界的祖国万歳と叫んだ。エゴイズムと対立の祖国を倒せ、狂信的愛国主義の偏見と盲目的憎しみを倒せ、同胞同士が殺し合う戦争を倒せ、抑圧と破壊の祖国を倒せと言う時、彼らは心から労働者の自由な世界的祖国を独立した友好的祖国を望んでいるのである。たとえこれまでは祖国は力の組織体でしかないにしても、人類の進歩が作り出すこの祖国という歴史的な大集団に意志と思想と正義と理想が含まれているとし、革命的サンディカリストを真っ向から批判はしないが、人間個人は生來動物的本能を有しているが、理性は怒りという本能的直感を制御できるとして暗に批判している。そのあとで彼はインターナショナルと社会主義をと祖国の関係を肯定的に描き出す。

プロレタリア階級が不正を憎悪する時、自立した諸国民の民主的な新しい祖国をもとめるためであり、人類にまで祖国の理念を継続するものであり「それゆえにこそ労働者と社会主義者のインターナショナルはすべての大会ですべての国のプロレタリアが使うことの出来るあらゆる手段で平和を維持しあらゆる国民の独立を擁護するという、二重で不可分の義務を呼びかけるのである。そうだ、プロレタリアートのすべての行動手段で、国際的ゼネラル・ストライキや革命で平和を維持することである。」⁽¹¹⁸⁾

(116) *Ibid.*, p. 557

(117) *Ibid.*, pp. 559-560

(118) *Ibid.*, p. 565

外務大臣のアノトーはイギリスと戦争の瀬戸際までフランスを導き、デルカッセはドイツとの戦争の瀬戸際まで連れて行ったとフランスの外交の過ちを指摘し、戦争の危険を未然に阻止するためのハーグ仲裁裁判所の役割をあざ笑ったり軽視したりせず⁽¹¹⁹⁾にあらゆる係争を解決させるようにしなければならないと言っている。

戦争を阻止するためのシュトゥットガルト大会での私の行動は祖国の裏切り者であるとの多くの非難を浴びたが、コペンハーゲン大会ではこの非難は和らぎ、ヨーロッパ民主政治はインターナショナルの理想の偉大さに慣れ親しむようになった。「祖国のあくどい商人から軍国主義のカーストから、金融の悪党の集団から奪うことはすべての国民が民主政治と平和の中で無限に発展することを可能にし、それはインターナショナルと世界のプロレタリアートにそして形を失った人類が自己を実現するのに役立つだけでなく、祖国自身に役立つ。インターナショナルと祖国はそれ以降結びつく。インターナショナルでは国民の独立が最高の保障となり、国民の独立でインターナショナルの組織は最も強固になって最も高貴になる。沢山のインターナショナルリズムは国民の独立に導き、すこしの愛国主義はインターナショナルを遠ざけ、沢山の愛国主義はインターナショナルに立ち戻らせると多分言うことが出来る⁽¹²⁰⁾」とジョレースは言う。最後の一節は彼の有名な警句である。

「社会主義国際主義プロレタリアートが積極的に国民防衛の民衆的組織化に参加することはまったく矛盾はない⁽¹²¹⁾」「祖国を国民の自立を世界平和と共により良く保持するために腐敗と冒険の政府から解き放つ。インターナショナルと国民を和解させる完全な労働者の理想の力に頼ればアナキスト的な逆説の無駄な誇張は危機の一分にも一日にも抵抗できない。もし本当に防衛的で民衆的で効果的な軍隊の組織化を保証すればこの完全な労働者の理想にこそ共和政は今から訴えることが出来る⁽¹²²⁾」と述べてこの節をジョレースは締

(119) *Ibid.*, pp. 565-567

(120) *Ibid.*, p. 571

(121) *Ibid.*, p. 571

めくくっている。

11. 第Ⅱ章「さらに軍幹部について—昇進」

長大な前章の後で「さらに軍幹部について—昇進」と題された第Ⅱ章では将来の軍隊の構造についての具体的な提案と説明を行っている。特にこの章では軍幹部である士官と下士官の養成制度を具体的に提案する。

ジョレースが構想する士官養成制度は以下の通りである。

「人民の意志が幹部の徴募とすべての次元での指揮官の昇進を問題にするならば、人民は常備の組織を持つ必要があるので、私は連隊の選挙区で普通選挙によって錬成と管理運営の評議会 Conseil を選挙で作ることを提案する。こうして 4 年ごとの半数改選する 8 年の任期で 30 人の市民が任命される。そして党派精神と仲間意識が優先されないように選挙される複数の候補者名簿があるならば委員会は比例代表制によって選ばれる。相互の管理によって公正と公平が保障される。1 つの旅団をつくる 2 つの連隊の 2 つの評議会は旅団全体に関係するいくつかの問題について代表を通して協議できるであろう。ともかく各連隊評議会はかならず 3 名の代表を師団評議会に送り、そこにおいて騎兵と砲兵に属する師団選挙区の全市民は直接に兵科代表を任命するように特殊兵科は同様なメカニズムで代表を持つ、と言うよりはむしろ評議会の代表者名簿に一定数の砲兵と騎兵を予め含ませる。」⁽¹²³⁾ 連隊評議会の職務は軍事教育と青年教育ばかりではなく幹部の徴募をも担当する。教育を受け訓練された少年と青年は小学校教官 instituteurs と士官と連隊評議会代表から評点をもらいあらかじめ幹部の候補とする。新兵教育学校に入学した候補者の評点は教官に渡され、候補者のうちで下士官の職務の適性がある者を 6 か月の前半の 3 か月で選び出す。下士官候補の名前は教官が連隊評議会代表会議で発表する。後半の 3 か月のあとに教官と連隊評議会と下士官候補が所属する選挙区の士官の 3 分の 1 ずつが構成する審査委員会で下士

(122) *Ibid.*, p. 572

(123) *Ibid.*, pp. 573-574

官資格証書を与えるか否かを決定し、資格を与えられた者は下士官学校に入学できる。下士官学校で師団指揮官は各階級士官の1名ずつの代表と連隊評議会代表の協力を受けて下士官の所属地と連隊と職種を決定する。下士官学校の生徒は学業の間手当を受け取る。下士官は出身地か近隣地の連隊に配属され、現役兵役を務め生活する地方で市民生活と軍務を両立させることが出来るし、職務期間に受け取れなかった分の手当を受け取ることが出来る。下士官の3年間に21日下士官学校で再教育を受ける。45歳か50歳になれば年金を受給される。下士官学校を卒業後に伍長となり、軍曹への昇格は連隊長(大佐)が議長を務め、連隊の各階級と連隊軍事錬成委員会の代表からなる連隊委員会が決定する。

「士官は3つの出身者から徴募される。既に私が言ったように大学(に属する士官学校——筆者注)の学生から常任の士官は約3分の1か4分の1を構成する。その次に民間の職業で生活するが招集の時にしか指揮をとらない沢山の市民士官がいて、2つのカテゴリーがある。常設の士官ほど広範で高度の軍事研究を受けていない者たちは士官学校の入学試験を受けて士官資格証書を獲得する。大学学区ごとに1士官学校を設置し、本部は大学区を中心に置いて市民幹部の士官候補生は将来の常設幹部の士官と研究と仲間意識の⁽¹²⁴⁾関係を持つことが出来る」。士官学校の講義は6か月から1年間おこなわれ、民間の士官が卒業証書を受け取った後、出身地かその近隣の連隊に配属され最低2年間は下士官を務めるが既に下士官を2年務めていた者はすぐに士官になることが出来る。そして兵卒から下士官になったが士官資格証書を持たない者であるが、軍務経年だけでは昇進させるべきではないと言っている。この3者からなる士官は各階級で同数であるべきであるとするなど、詳細に士官を徴募し養成する過程をジョレースは提案している。また職業的士官の軍事教育は閉鎖的で中央集権的な士官学校ではなく彼らが研究を行うのは大規模な大学であるべきであり、大学の軍事部門が大学学区から当然徴募

(124) *Ibid.*, p. 579

するべきであると言っている。ジョレースは兵士と士官と下士官は同郷出身であるべきでそれこそ出身地とのコミュニケーションを結ぶことが出来、上官と兵卒との親近感を形成できるというのである。

12. 第Ⅻ章「事実の運動と理念の運動」

事実上の最後の章となっている第Ⅻ章の「事実の運動と理念の運動」ではロシアをはじめとしたヨーロッパ各国の軍隊制度の比較を行っている。

「私はフランスの軍隊の新しい再編が是が非でも必要であることを示して、またフランスの諸条件完全に適合している組織の一類型を定義したと信じている」が検討の余地も残されているので議論の基礎にしたいと提案し、フランスと世界で起きている事件は大改革を必要としていると主張した上で、世界の諸国で入営期間の短縮が進んでいることに注目すると同時に、他方でヨーロッパの大国が対立する集団に編成されるに従って小国は不安になって軍隊の規模を大きくしているともいっている。小国は敵対する大国の同盟が衝突して独立を脅かされないかを心配しているという。そして小国はバルカン諸国を除いて防衛的な態勢を取っていると見ていた。ただし軍隊を国民全体に依拠していると指摘し、特にデンマーク、ベルギー、オランダでは民兵制度に向かわざるを得ないとしている。

ジョレースに依ればデンマークでは入営する期間はフランスよりはるかに短く歩兵で165日、騎兵は200日、野戦砲兵は200日で操縦手が1年、沿岸砲兵は1年、工兵は210日、技術関係の部隊は13か月、軍行政の部隊は125日、衛生兵は250日、兵站が60日であると指摘した後でデンマークは戦時には9万人の兵士を動員できる、新兵教育期間は短いが定期的招集は頻繁であると言っている。オランダは戦時に17万5000人の兵士を動員できるが、兵役期間は最長で2年とはいえ、多くの場合ははるかに短く、現役兵となっている民兵は2つに分けられ、籤引きで4分の1が割り当てられても歩兵で10か月半、騎兵が2年で騎兵を除きそれ以外は12か月半であり、籤で外れれば騎兵以外は8か月半で騎兵18か月であり、20,000人の徴集兵の4分の1強である

民兵は4か月半の兵役であるが全体の傾向は民兵制度に向かっていると言う。ノルウェーは兵役は5年であるが新兵学校の期間は最初の1年余で、第2年目の教育は歩兵と陣地砲兵・山岳砲兵・要塞砲兵と衛生兵などは72日、騎兵が120日、野戦砲兵は115日、衛生兵は84日であり、その後1年2回の24日訓練が2年行われていると言う。スウェーデンは8年兵役制であるが入営する新兵教育は歩兵が150日、騎兵と山岳工兵は281日であり、2年目3年目4年目には反復訓練が歩兵に30日ずつ、騎兵と山岳工兵42日ずつ行われ、合計すれば歩兵に240日騎兵と山岳工兵に365日になるという。ベルギーは1911年法によって歩兵と要塞砲兵と工兵については15か月に、騎兵と騎馬砲兵については24か月に、騎乗砲兵と兵站兵は21か月に軍行政大隊は12か月半に短縮され、反復訓練が15か月と21か月入営した兵には4週間24か月の兵士には6週間第2年目3年目と6年目の兵士に行われるという。しかし必ず近いうちに1年兵役制になるはずであると、重い兵役制で経済活動を破綻させないためにもスイスの民兵制度に近づくとジョレースは予測する⁽¹²⁵⁾。

小国について現状を紹介した後にはまずジョレースが注目したのはイギリスの例である。イギリスの新しい陸軍大臣ホールデン HALDANE は派遣軍の徴兵制度を改革した。イギリスの第一の関心事はインドやエジプトの叛乱に対処するための植民地への派遣軍であり、派遣軍の補強のために予備役を組織した。彼らは6年任期の志願制で徴兵されるが最大6か月実際には2か月の訓練期間の間に18年か25年の兵役の契約を結ぶことができるという。彼らは実際は民兵であり招集と訓練の短い期間を除けば市民生活を送るが、本土の防衛には限定されず、海外派遣の契約を結べば政府が招集すればヨーロッパ大陸か植民地に配属される。こうして本来の予備役に加えて特別予備役を作った。これら民兵は非戦闘員であって補給と兵站を担当するが、いざ戦闘となれば戦闘に巻き込まれる。そしてインドとエジプトでの叛乱が同時に起きてこれにドイツが乗じてイギリス本土が侵略されようとした場合、ホール

(125) *Ibid.*, pp. 605-611

デンの派遣軍制度が間に合わなくなるばかりかイギリスを除く最強の海軍国二国の合計を上回るような海軍力を持つとするイギリスの二国基準どころかドイツに一国にさえ差し迫られており、義務兵役制を考えざるを得なくなると、そしてドイツの軍国主義はイギリスにとっても最大の脅威になるであろう予見している。一方でイギリスは労働党の平和主義的傾向に耳を傾けようとしており、ヨーロッパの平和主義政策に決定的な影響力を持っていると評価する。しかし一方でインドやエジプトの植民地問題を抱えているとしたうえで、イギリス政府はハーグ国際平和会議で捕獲権の禁止を受け入れるであろうし国際紛争の国際的調停に賛同しているとして肯定的に受けとめているが、一方で産業界の愛国主義の名の下の軍国主義的宣伝に警戒を呼びかけ、ホールデンの民兵制度を擁護し、イギリスに伝統的な古くからある義務兵役制への嫌悪の感情を支持している⁽¹²⁶⁾。

ドイツでは海軍力増強のために増税が行われ労働者に負担をかけていることへの不満が表面化し、またカトリック系新聞でさえ兵役期間の短縮と軍隊制度の改革を呼びかけていることにジョレースは注目する。しかしドイツの指導者は先制攻撃のための現役軍に頼ることを優先させているのに注目しているが、予備役の利用については一致を見ていないと観測している⁽¹²⁷⁾。

13. 第Ⅹ章「現実化」

最終章である第Ⅹ章の「現実化 La réalisation」では結論として末尾に掲げた法案の逐条的解説を行い、この法案が法律として実施されることを求める。この章は1910年の「新しい軍隊」初版では第Ⅹ章に含まれていて、独立しておらず1915年の第二版から独立の章とされている。

「ここでこの著書の結論を手がける時に私は最初に言ったことに戻る。すなわちフランス民主政治にとっての不幸は自分で決定できないことであり、民主政治に許されていて命じているその原則の論理である自分の軍隊制度を

(126) *Ibid.*, pp. 611-629

(127) *Ibid.*, pp. 632-633

フランスが非常に大胆さで変革することが出来ないことである⁽¹²⁸⁾」として土官たちが現在の制度が間違っていることに気付いて、新しい傾向が生まれ新しい理論を作り出しているとジョレースは言う。

しかし一方でジョレースは陸軍大学校長で当代最高の戦略家と言われたボナール BONNAL 将軍をまず批判する。彼は国民に信頼を置けないために彼自身がより有効だとする1805年の対プロイセン戦争で採用した防御からの機動戦による反攻を採用せず⁽¹²⁹⁾に先制攻撃による勝利にこだわったとして痛烈に批判する。そしてジルベールが心酔したマイヤール MAILLARD⁽¹³⁰⁾の戦術の方が国民に信頼を置いた点でより優れていると賞賛したが、国民に全面的に依拠していないためにジョレースの「新しい軍隊」の理論と相容れないとして否定した。ボナールの後にフォッシュ FOCH⁽¹³¹⁾ 将軍は陸軍大学の教官となって新しい国際情勢から学んだが、経済的利益が戦争の原因と見て、国民の生存がかかっている⁽¹³¹⁾ので国民的戦争となると予見した。ジョレースはこの市場獲得のための戦争に対しては平和を希求する社会主義者が真っ向から反対している国民に敵対する侵略と強奪の戦争であるとして批判する。しかしフォッシュは民主主義の支持者ではなかったが、緒戦における攻撃にこだわらずそれは巻き返せるとみて国民の士気が戦争に置いて重要な役割を果たすと

(128) *Ibid.*, p. 640

(129) ボナール、ギヨーム、BONNAL, Guillaume (1844年-1917年) フランスの将軍。陸軍大学の校長。20世紀初頭の軍事思想家の一人。フランス軍の対ドイツ戦略のXVプラン(1898年)とXVプランに影響を与えた。ナポレオンの機動戦の崇拝者であるが、1805年にナポレオンが対独戦争で採用した防御からの反撃の機動戦という戦術を当面は採用不可能と見た。*Œuvre de Jean Jaurès ; tome13, L'Armée nouvelle. édition établie par Jean-Jacques BECKER.* Paris, Fayard, 2012, p. 52, note, 1.

(130) マイヤール、ルイ、MAILLARD, Louis (本名グージャ、ルイ-アドルフ GOUJAT, Louis-Adolphe) (1831年-1901年)「戦争の諸要素 Les Éléments de la guerre」(1891年刊行) *Ibid.*, p. 84, note1

(131) フォッシュ、フェルディナン、FOCH, Ferdinand (1851年-1929年) フォッシュは第1次世界大戦末期にフランスに戦勝をもたらした将軍として有名で、間もなく元帥に叙任されるが、この頃は1907年以来陸軍大学の校長を務めていた。彼の主著には「戦争の諸原理 Principes de la guerre」(1903年)、「戦争指導 Conduite de la guerre」(1904

みていたこと評価している。

ジョレースは代議院で行われたベルトーとの議論にも論及しながら、フォッシュの見解に対する彼の予備役についての持論をのべる。

「私が予備役の最後の 7 つの兵役同年度クラスを利用していないと言ったのは危機の時に予備役に如何なる役割も割り当てていないと言っているのではない。私はその兵役同年度クラスが戦闘状態の最初の時に招集されないと
 言っているのではない。兵役同年度クラスは部隊に編入されこれらの部隊は後衛での役割を持つであろうことは分かっている。しかしそこに問題があるのではない。私が言っていることはこれらの兵力が二次的次元に置かれてより少ない価値としてしか二次的程度、緊急への予備としてしか思いがけない
 事態での追加としてしか考えられておらず、最初の攻撃の重要な大部隊には入っていない、最初の戦略の、防衛のいわば重要な事態が生じる前線に展開される反撃の要素でないことである⁽¹³²⁾」
 「最後の 7 兵役同年度クラスによって編成される予備役連隊は現役部隊と共通の機動戦に参加できる。現役の幹部を借りて予備役軍は現役軍での経験を通して士官と顔見知りになることが出来たので士官の長として受け入れることが出来る。しかし彼らは第一線の軍には加わらない。彼らは本当に積極的な役割は与えられない。彼らは今日以上の積極的役割を果たさないし、彼らは補助的旅団を創設するのに必要な人員となるだけである⁽¹³³⁾」
 と言って予備役軍の重要な役割を強調すると同時に限界をも指摘している。

ジョレースがなによりこだわったのは予備役兵の役割についてであり、X⁽¹³⁴⁾ 中佐 Lieutenant-Colonel X の著書「軍隊改革 *Réforme militaire*」(1910 年刊

年) がある。Ibid., p. 468, note 1

(132) JAURÈS, Jean ; *L'Armée nouvelle. op. cit.*, pp. 651-652

(133) Ibid., p. 654

(134) 正式の著書名は「軍事改革、軍隊の再組織化とその行政、一般原則、法案 *Réforme militaire, Réorganisation de l'Armée et de son administration, principes généraux, projet de loi*」である。著者の実名はルバ、アルベール-アドルフ LEBAS, Albert-Adolphe (1853年-1930年) である。ルバは1911年から1914年までリール守備軍

行) を予備役についての評価が混乱しているとして批判する。X中佐は独仏戦争でドイツ軍が予備役を使用して失敗した例を挙げた上で、日露戦争で日本とロシアの両軍で予備役が動員されたが、守備軍以外ではほとんど使い物にならなかった例を挙げ、予備役軍を否定的にとらえている。これに対しジョレースは反論している。ドイツ軍が60万の現役兵を今有して110万の予備役軍を招集してこれに加えれば40万人フランス軍より多くの軍を有するようになってこの危機をどのように回避できるのかと問う。ドイツ軍が軍事的理由よりも政治的社会的理由で予備役を動員できないのならば、フランス軍は数量的に優位に立って国土を防衛することが出来るし、予備役は既に2年間の訓練がなされているというのだ。再び出される数字であるが現役軍と予備役軍併せて200万の軍によって防衛が可能となると強調する。これらの大軍をどのように教育し編成するかについては彼の民兵制度に従って行われる、どのように配置するかについては国境地域に配置されるべきで、国民の理解を得るためには民主的で民衆的なフランスを防衛するという使命を国民は理解するであろうと彼は言う。

最後に少年や青年が受ける体育の教育について警告を込めてジョレースは次のように言っている。

「なにより人類全員に偏狭で滑稽なほどに一種の軍への愛好に偏らないような兵士としての生活と共に、市民としての生活に役立つ調和のとれた強力な発達を与えることが重要となる。おそらく射撃訓練や地形測量学の習熟のために遠足は若者に行進しオリエンテーリングをし地形の配置を判断することを学ぶことで兵士の生活の本質的な役割を準備するであろう。しかしより一般的な体育教育の特別な応用と個別的なケースでしかないのがよいであろう。多分また若者が郷土や市町村やカントンという領土的単位から徴兵されるのを管轄する士官たちはこの若者への教育の良い一時に関心を持つ

司令官を務めた。この著書の序文を書いたペドワイヤ PÉDOYA 将軍 (1838年-1938年) は退役後に急進社会党の代議士になり3年兵役法の断固とした反対者として知られる。
Ibid., p. 473, note 1, note 2

が、その教育を小学校教員や中等高等教育の教授と医師たちと綿密に準備した体育教師と訓練と学校の遊びとスポーツのプログラムを決めるために協力し、士官は自分の方としては任務遂行を管理する。その通りであるがしかし兵營の精神から解放され機械的で術学的で排他的な軍国主義の形態で生活と国民防衛を見ないようにしなければならない⁽¹³⁵⁾」と自戒を込めて言った後で「最後に我々に全体の行動と迅速で系統的な改革を求めている決定的な理由は、より柔軟でより自由でより生命力があふれたあらゆる個人の身体的精神的な素晴らしい発展の保障と国民の独立のより活力があり完全な保障によって彼らが望む平和のより断固とした確信と新しい約束によってもたらずのなければと国民は新しい制度に関心を持たないからである。しかるに軍隊の動員を行うことで国民自体の動員を行うことになるので諸政府の冒険的な考⁽¹³⁶⁾えをより困難にする。」

フランスが国民に依拠する軍を先んじて作ればドイツも倣わざるを得なくなり、国民の安全保障は増大し、好戦的軍国主義のさまたげとなる。そうすれば「ヨーロッパの新しい時代となり、この正義と平和の崇高な希望はフランス労働者階級に私が提案し情熱的な気持ちと不屈の意志で今日あらゆる良き市民と良きフランス人に課せられる社会革新の広大なプランの一部分として実現するために努力している制度の意味と利益と必要性を理解するのを助⁽¹³⁷⁾けることになる」とジョレースは結論する。そして「それゆえここに新しい組織化の重要な数条を要約した」として彼の提案する法案を提起している。

彼が提案する法案は18か条からなる。その全文は条文によってはかなり長い、核心的法案なので煩を厭わず全訳する。

法案 第1条 健全なすべての男子市民は20歳から45歳まで国民防衛に協力するものとする。20歳から34歳まで現役軍となる。34歳から40歳まで予備役軍となる。40歳から45歳まで国土防衛隊となる。

(135) JAURÈS, Jean ; *L'Armée nouvelle. op. cit.*, p. 673

(136) *Ibid.*, pp. 673-674

(137) *Ibid.*, p. 674

第2条 現役軍の男子市民は徴募の地域を構成する国土の定められた部分にそれぞれが割り当てられた師団に編成される。

これらの師団は複数の歩兵連隊をふくみ、騎兵と砲兵と工兵の大隊に支えられる。歩兵連隊は大隊に分割され、大隊は中隊に分割される。騎兵連隊は騎兵中隊 *escadrons* に、砲兵連隊は砲兵中隊 *batteries* に分割される。

第3条 徴兵は地域ごとに行われる。男子市民は彼らが住居する国土の部分に相応する基礎的集団 (班) *groupes* に配属される。しかし特殊兵科である砲兵と騎兵と工兵を加えるために徴兵ゾーンはより広げられるが決して師団の境界を越えてはならない。

第4条 現役軍の教育は3つの段階をからなる。少年の準備教育と新兵学校と定期的招集である。

第5条 10歳から20歳までの少年と青年に対する準備教育が制度化される。この教育は軍事演習運動の期日前見習実習ではない。この教育は特に体操と行進とリズム運動と技能 *adresse* ならびに速さの競技と射撃練習による健康と順応の教育である。この教育は競争心を駆り立てるスポーツの厳しく並はずれた利用を各人の能力に従って欠陥 *tare* を矯正し防ぐ身体的 *organisme* 力量を正常に発展させるための合理的体育の日常的方法と組み合わせる教育である。

この身体教育は関係する単位の士官と下士官によって公立と私立学校の小学校教員によって地域の医師と各連隊の徴兵地域から普通選挙で選ばれるすべての兵科の代表を含む30人の軍事錬成評議会によって指導される。

馬は乗馬教師に指名される若者に軍馬供給機関 *service de la remonte* によって提供される。

小学校教員は師範学校において受けた教育で身体教育教師の職務を果たせるように教育を受ける。

教育的訓練に招集された少年と青年の家族は彼らの正確さと熱意についての点数を取得し保存するように連絡を受ける。繰り返される慣習的欠席 *negligence* は様々な制裁で罰せられる。その制裁とは少なくとも一定時期の

すべての公的職務の禁止と新兵学校の滞在期間延長の義務づけである。

授賞と褒賞が最も熱意を示して最も進歩を遂げた個人か集団に制度化される。

第 6 条 21 歳になった若者は 6 か月間最寄りの兵舎の新兵学校に招集される。そこで彼らは兵士の軍事演習と歩兵中隊と騎馬中隊と砲兵中隊の軍事演習を学ぶ。

この役務は 1 度か 2 度行われるがその年度を限界とする。招集の期日は野外訓練と様々な陣地での軍事演習が可能となるように選ばれる。

徴集兵の訓練の集団は組織的恒常的単位で作られない。そこに受け入れられる兵士は上記の地域単位に配属される。野外演習

第 7 条 兵士がさらに加えて現役兵務につく 13 年の間に兵士は訓練と軍事演習に 8 回招集を受ける。これらの訓練では現地であるいはかなり小さな区域で 10 日間続く小単位の軍事演習と、21 日間続くより広い区域で行われ、また訓練基地で行われる大きな単位での軍事演習を交互に行う。

訓練基地の数は 4 倍加される。

同じ単位の兵士は同時に招集を受ける。

士官と下士官と軍事錬成評議会は義務化された軍事演習以外に行進と射撃の自発的練習を増加させることに務める。

各兵士は自宅に軍服を所有し、軍服の費用を負担する。

兵器管理所は民間と軍の責任のもとにカントン（小郡）の主邑 *chefs-lieux* と最大の市町村で設置され管理される。

東部地方諸県では各兵士は自宅に武器を所有する。砲兵部隊と騎兵部隊の武器保管所は地方 *région* に鉄路と陸路輸送部隊と自動車のあらゆる次元のコミュニケーションの緊密な網が地方のあらゆる市民が緊急の動員の際に全体の軍結集の掩護の役割を果たすように設置される。航空部隊の中心もどのようにそこに作られ全国の徴集兵が最初の 3 か月の見習い訓練の後に東部に建てられた訓練基地で彼らの教育を補充するために招集出来るようになる。

第 8 条 幹部はその一部が職業的下士官と士官として編成され、他の部分

は民間の下士官と士官として編成される。

新兵学校の兵士の教育を受け持つ下士官のみが職業的下士官とする。

新兵学校で3か月過ごした後準備教育と新兵学校での活動と全体的教育の評点によって最も適性があると認められた兵士は下士官の職務の準備をする。

師団長と諸階級の代表と普通選挙で選挙された錬成評議会のメンバーで構成される連隊評議会の参加の下に教官たちは指名を行う。新兵学校で行われる3か月間の最初の準備の後に、下士官階級の候補者は能力があると認められれば3か月間下士官学校に送られ、この資格で自宅のある単位か最も近隣の単位に配属される。

こうして行われた指名にいかなる者も辞退できないし、自らの意志で任命を受ける幹部のポストが十分な数がない場合、幹部候補生となる。

下士官学校生徒は学校で日当を受け取ることが出来る。

下士官として彼らは彼らの職務に見合った日給を支給される。この資格で彼らはやがて就任するすべての公職で経年特別手当を保証される。私企業の雇用者はこのために師団協会に編成され彼らの能力に見合った雇用を保障しなければならない。彼らは50歳になると退職年金を受け取ることが出来る。さらに士官幹部の徴募は下士官が経年によって大部分が少尉か中尉になることが出来るように規則を定める。

第9条 士官幹部の3分の1は職業的士官として養成される。

労働組合、相互扶助組合、生活協同組合などのあらゆる次元の労働者組織は士官階級の準備のために労働組合員と相互扶助組合員と生活協同組合員の息子の学費を試験によって適性が示された場合には支給することにする。

学士号を取得した青年は競争試験によって6大大学の軍事研究学科への入学が認められる。その際フランスの大きな地方がそれぞれ1学科を持つようにする。新兵学校での6か月を終えた後でなければそこに入学できない。

在学期間は様々な兵科への専門課程をふくめて4年である。軍事学科の若者は出来る限り広範に他の学生と共に歴史・文学・哲学・社会経済学・自然

科学の講義に参加する。彼らは軍事指揮の実習のために所在都市と地方の新兵学校を利用する。彼らは大学での研究期間の間政府から日当を受け取り、家族が貧しい場合は家族手当を受け取る。4年の学業の後で少尉に任命されて新兵の教育か所属単位の指揮に配属されるか2つの兼職に配属される。大学在学期間が経年係数を計算して計算に入れられてこの様に教育を受けた士官は大尉の階級に早めに昇進する。

彼らは大学学科の少なくとも21日間の新しい階級を準備する特別講義に出席しなければ次の階級に昇進できない

大学は士官と軍事研究を主題とした士官の協会に対して提案を行うことが出来る。

職業的士官の義務は小学校教員と錬成評議会から選ばれた代表の合意のもとに準備教育に配慮を行い、市民士官の教育に貢献することである。

士官は競争試験で高位を獲得する点で著しい優位を保証し、参謀本部の職務を準備する陸軍大学への入学が認められる。地方大学軍事教育を統括する任務を持つこの陸軍大学は軍事学科を持つ各大学で継続して講義を行う。

第10条 3分の2の士官は市民士官である。彼らは市民下士官から徴募され彼らが居住する単位か近隣の単位に配属される。

軍事研究の卒業証書は引き続いて階級を取得する士官に経年特別手当を保証して、大学か県庁所在都市かで行われる特別講義を受講する市民士官に授与される。この軍事研究免許を取得しなければ医師免許や弁護士免許、技師免許、小学校教師免許は受け取れない。

市民士官は手当を受け取る。彼らは様々な公職に就いても経年特別手当を受け取ることが出来る。50歳になれば退職年金を受け取る資格を持つ。いかなる下士官も士官に昇進する時に辞退することは出来ない。もし自発的候補者の数が十分でないならば、彼らの能力が十分でないならば、幹部候補として職務を保持できる。

第11条 昇進の一部は経年により、一部は選抜による。昇進は市民士官の幹部の半分が軍事研究卒業証書を保持する士官によって充足され、卒業証書

を保持しない下士官は兵役の能力によって半分は補充を要する階級に、すくなくとの少尉と中尉と階級に到達できるが他の階級は昇進可能でもその割合は減じられる。

第12条 昇進は連隊委員会と師団委員会と前に述べた師団長と様々な階級の代表と普通選挙で選挙された錬成評議会が作成した表に従って行われ、これらすべての要素は票決の際には1票を保持する。

第13条 34歳を過ぎた士官は彼らの求めに従って現役軍の幹部にとどまることが出来る。しかしもし必要ならば予備役の単位の指揮権に配属される。彼らは同様に必要とあれば現役の幹部としての士官職が保持できる。

第14条 予備役の単位は34歳から40歳の最も近隣の現役軍の単位に所属する兵士で編成される。国土防衛隊の単位は同様の方法で編成される。すなわち40歳から45歳までの最も近隣の単位に属する兵士によって編成される。予備役と国土防衛隊の幹部は旧現役軍の士官か予備役軍と国土防衛隊の士官に直接に昇進した現役軍の下士官によって編成される。

第15条 陸軍大臣は軍結集ゾーンと輸送兵站の手段から現役軍を第1線軍として総合的に使用するために必要なあらゆる措置を取らなければならない。

第16条 こうして構成された軍隊は独立と国土を侵略から防衛するという単一の目標を持つ。あらゆる戦争は明白に防衛的でなければ犯罪であり、一国の政府が他国の政府に仲裁によって紛争を解決すると提案する場合にのみ明白に明確に防衛的な戦争となる。

第17条 公然と誠実に仲裁による解決を提案せずに戦争に突入した政府はフランスと人間への反逆者と祖国と人類の公共の敵と見なされる。この法的行為に同意した議会は誠実義務不履行の犯罪者であって即刻解散される。市民の憲法上の国民的義務はこの政府を打倒し善意の政府と置き換えることであり、善意の政府とは国民の独立を守ることを保証して外国に提示し仲裁の判決で敵対関係を防止し阻止する政府である。

第18条 フランス政府はその時点でハーグ仲裁裁判所に参加するすべての国家と完全な仲裁条約を交渉してこれらの諸国の同意の下に仲裁手続きを完

(138)
了させることが求められる。

18条の彼が提出した法案は既に述べたようにフランスの軍隊の兵卒の兵役制度定めた第1条から第7条までの条文と、下士官と士官の養成について定めた第8条から第13条と、予備役について定めた第14条と、陸軍大臣の職務について定めた第15条と、侵略戦争を禁止し紛争が起きた場合に国際的仲裁に訴えることを義務づけ、これを遵守しなかった場合に反逆罪の国事犯とした第16条から第18条までの条文から構成されている。

第1条では「健全な市民は20歳から45歳まで国民国家防衛に貢献する。20歳から34歳までは現役兵員となり、34歳から40歳まで予備役となり、40歳から45歳までは国土防衛隊となる」と第2条では「現役軍の市民は徴募される地域を構成する国土の定められた割合に相応する師団に編成される。これらの師団は騎兵と砲兵と工兵の集団に支援される歩兵連隊を含む。歩兵連隊は大隊に、大隊は中隊に分割される。騎兵連隊は騎兵中隊に分割される。砲兵連隊は砲兵中隊に分割される」と規定している。この法案で画期的なことは21歳に達した青年は6か月間居住地から最も近い駐屯地の新兵学校に徴兵されると定めたことであり、スイスの民兵制度をモデルとしているがフランスの実情にあわせた制度が提案されている。

これら18か条にわたる法案の趣旨は極めて長大な「新しい軍隊」の本文で言い尽くされているかも知れない。しかし法文についての内容の解説は説明し尽くされている観があるが、しかし法案の趣旨説明をはるかに越えて彼の社会主義論と資本主義論にとどまらず、そして太古以来人類が生み出した文明全体を論じている。ジョレースの社会主義の本領はそのヒューマニズムにあり、彼は生涯でこの著書以外に彼のヒューマニズム的社会主義論を語り尽くすことはなかった。それゆえジョレースの思想の神髄をすべて吐露したこの「新しい軍隊」はルベリウーなどの評者によって彼の遺言とも言われるゆえんである。そして人類の陰鬱なテーマである軍隊の問題を取り扱いなが

(138) *Ibid.*, pp. 675-685

(139) *Introduction de Madeleine REBÉRIOUX : L'Armée nouvelle. op. cit.*, p. 8

78 (97) ジョレースの「新しい軍隊 L'Armée nouvelle」と1913年の
3年兵役法(1) (横山謙一)

ら、版を重ねて多くの読者を獲得した理由もそこにあるのだ。(了)